

令和2年度外務省ODA評価

ルワンダ国別評価  
(第三者評価)

報告書

令和3年3月

評価主任：専修大学経済学部教授 稲田 十一

アドバイザー：東京外国語大学大学院総合国際学研究院  
教授/現代アフリカ地域研究センター・センター長  
武内 進一

NTCインターナショナル株式会社

## はしがき

本報告書は、NTCインターナショナル株式会社が、令和2年度に外務省から実施を委託された「ルワンダ国別評価」について、その結果をとりまとめたものです。

日本の政府開発援助（ODA）は、1954年の開始以来、途上国の開発及び時代とともに変化する国際社会の課題を解決することに寄与しており、今日、国内的にも国際的にも、より質の高い、効果的かつ効率的な援助の実施が求められています。外務省は、ODAの管理改善と国民への説明責任の確保という二つの目的から、主に政策レベルを中心としたODA評価を毎年実施しており、その透明性と客観性を図るとの観点から、外部に委託した第三者評価を実施しています。

本件評価調査は、日本の対ルワンダ援助政策全般をレビューし、日本政府による今後の対ルワンダ援助の政策立案、及び効果的・効率的な実施の参考とするための提言や教訓を得ること、さらに評価結果を広く公表することで国民への説明責任を果たすことを目的として実施しました。

本件評価は、評価主任（専修大学経済学部 稲田 十一教授）、アドバイザー（東京外国語大学大学院総合国際学研究院 武内 進一教授）、NTCインターナショナル株式会社で構成される評価チームが実施しました。評価主任である稲田教授には評価作業全体を総括・指導いただき、アドバイザーの武内教授には、ルワンダについての専門家として、適切な調査・分析、報告書作成に当たって必要な助言をいただきました。また、国内調査及び現地調査の際には、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）はもとより、現地政府機関や各ドナー、非政府組織（NGO）関係者など、多くの関係者からもご協力をいただきました。ここに心から謝意を表します。

最後に、本報告書に記載した見解は、本件評価チームによるものであり、日本政府の見解や立場を反映したものではないことを付記します。

令和3年3月

NTCインターナショナル株式会社

# 令和2年度外務省ODA評価 ルワンダ国別評価 報告書 目次

はしがき

目次

本評価対象国の地図

<b>第1章 評価の実施方針</b> .....	<b>1</b>
1-1 評価の背景と目的.....	1
1-2 評価の対象.....	1
1-3 評価の実施方法 .....	2
1-3-1 評価の方法.....	2
1-3-2 評価の実施期間・手順 .....	3
1-4 評価実施上の制約.....	4
1-5 評価の実施体制 .....	5
<b>第2章 ルワンダの概況と対ルワンダODA動向</b> .....	<b>5</b>
2-1 政治体制.....	5
2-1-1 政治動向 .....	5
2-1-2 外交.....	6
2-2 経済状況.....	6
2-3 ルワンダの開発政策.....	7
2-4 対ルワンダODA動向 .....	8
2-4-1 二国間支援の動向.....	8
2-4-2 多国間支援の動向.....	8
2-5 日本の対ルワンダODAの動向.....	9
2-5-1 日本の対ルワンダODA政策 .....	9
2-5-2 日本の対ルワンダODAの実績.....	9
<b>第3章 評価結果</b> .....	<b>11</b>
3-1 開発の視点からの評価 .....	11
3-1-1 政策の妥当性 .....	12
3-1-2 結果の有効性 .....	16
3-1-3 プロセスの適切性 .....	24
3-2 外交の視点からの評価 .....	30
3-2-1 外交的な重要性.....	31
3-2-2 外交的な波及効果 .....	32
<b>第4章 提言と教訓</b> .....	<b>36</b>
4-1 提言 .....	36
4-2 教訓 .....	39



## 第1章 評価の実施方針

### 評価実施体制

#### (1) 評価チーム

- ・評価主任: 稲田 十一 専修大学経済学部教授
- ・アドバイザー: 武内 進一 東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授/現代アフリカ地域研究センター・センター長、アジア経済研究所新領域研究センター上席主任調査研究員
- ・コンサルタント: NTCインターナショナル株式会社

#### (2) 評価対象期間: 2010年度～2019年度

#### (3) 評価実施期間: 2020年8月～2021年2月

#### (4) 現地調査国: ルワンダ

### 評価の背景・対象・目的

ルワンダは、経済成長・貧困削減・雇用創出を柱とする開発を積極的に進めており、著しい経済成長を遂げている。内戦からの復興・経済成長のモデル国ともいえるルワンダを日本が支援することは、「平和の定着」及びアフリカ大湖地域の安定のために意義が大きい。

本評価は、過去10年間(2010～2019年度)の日本の対ルワンダ政府開発援助(ODA)政策及びそれに基づく支援を評価し、今後の日本の対ルワンダODA政策の立案や実施のための提言や教訓を得るとともに、評価結果の公表を通じて、国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

## 1-1 評価の背景と目的

外務省ODA評価は、ODAの管理改善と国民への説明責任の確保を目的とし、主に政策レベル、プログラムレベル及びプロジェクトレベルの評価に分類される。ルワンダ国別評価<sup>1</sup>(以下、本評価)は、政策レベルの国別評価に該当する。国別評価は、当該国に対するODAの実施状況を検証し、当該国への日本のODA政策にフィードバックするとともに、当該国への日本のODAに対する日本国民の理解を促進することを主な目的としている。

ルワンダは、経済成長・貧困削減・雇用創出を柱とする開発を積極的に進めており、著しい経済成長を遂げている。内戦からの復興・経済成長のモデル国ともいえるルワンダを日本が支援することは、「平和の定着」及びアフリカ大湖地域の安定のために意義が大きい。

本評価では、過去10年間(2010～2019年度)の日本の対ルワンダODA政策及びそれに基づく支援を評価し、今後の日本の対ルワンダODA政策の立案や実施のための提言や教訓を得ることを目的とする。また、評価結果の公表を通じて国民への説明責任を果たすと同時に、ルワンダ政府や他ドナーに評価結果をフィードバックする。

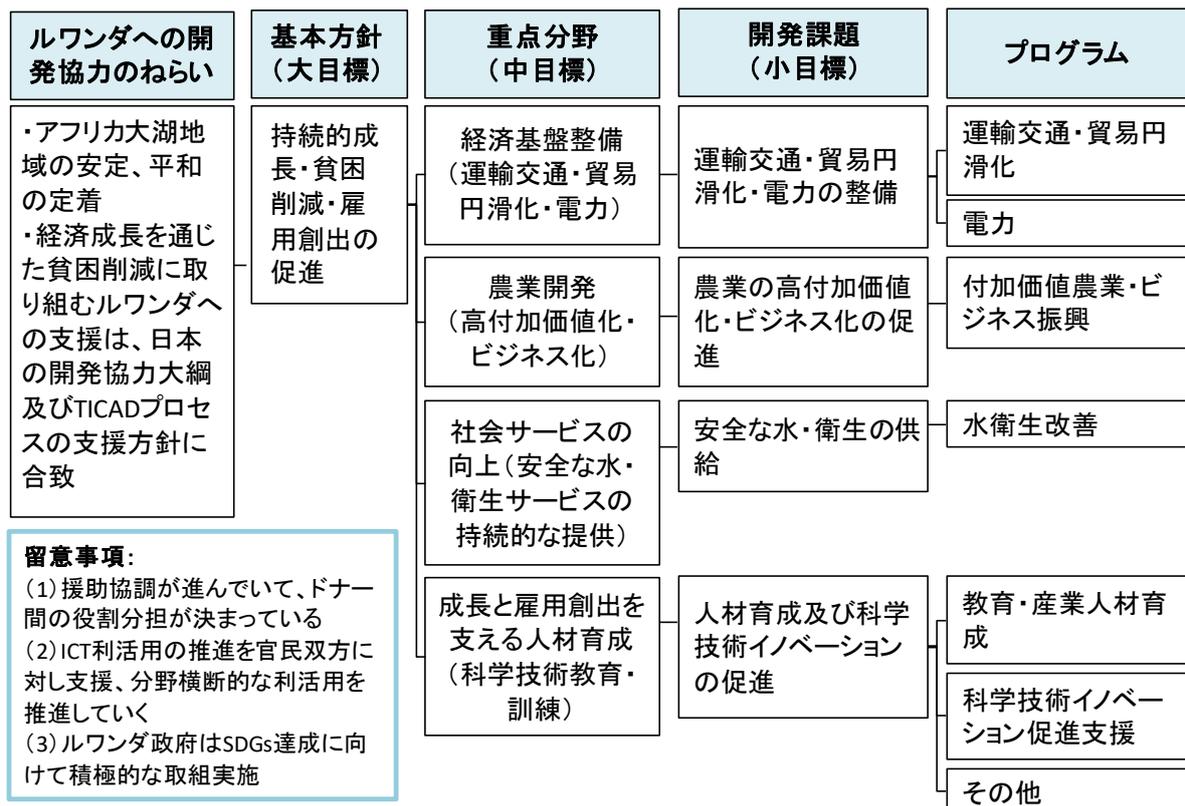
## 1-2 評価の対象

本評価は、過去10年間(2010～2019年度)の日本の対ルワンダODA政策及びそれに基づく

<sup>1</sup> ルワンダ国別評価は初めてとなる。他は、個別案件の評価のみ。

支援を評価対象とする。個別の案件は、2010年度から2019年度に開始した案件を分析対象とする<sup>2</sup>。

日本の対ルワンダ国別開発協力方針に基づき作成した、日本の対ルワンダODA政策の目標体系図を図 1に示す。同方針は2017年7月に策定された新しい方針だが、1)重点分野は、表現の違いはあるものの旧重点分野(2009年、2012年)を包含していること<sup>3</sup>、2)本評価が今後の対ルワンダODA政策の立案や実施のための提言を得ることを主たる目的としていることから、現在の対ルワンダODA政策である2017年版を中心に扱う。



(出所) 対ルワンダ国別開発協力方針(外務省、2017年)、同事業展開計画(外務省、2020年4月現在)より評価チーム作成

(注) TICAD: アフリカ開発会議、ICT: 情報通信技術、SDGs: 持続可能な開発目標

図 1 日本の対ルワンダODA政策の目標体系図

## 1-3 評価の実施方法

### 1-3-1 評価の方法

本評価では、ODA評価ガイドライン第13版(外務省、2020年)に準拠し、開発の視点から、①政策の妥当性、②結果の有効性及び③プロセスの適切性を基準とした評価とともに、日本の国

<sup>2</sup> 技術協力のうち、独立行政法人国際協力機構(JICA)ホームページ(HP)などに案件概要などの情報が公開されていない研修員受入事業は、本評価の分析対象外とした。有償・無償は外務省HP等に記載の交換公文(E/N)署名年度もしくは実施年度が2010～2019年度の案件。技術協力はJICA HP等に記載の協力期間が2010～2019年度に開始した案件。国際機関拠出金は、外務省提供「ルワンダ補正予算案件リスト(2016～2019年度)」に記載の案件。補正予算による国際機関拠出金の案件は、文書保存期間の関係で、2015年度以前の案件数・内容が不明であり、分析対象に含まれていない。

<sup>3</sup> 対ルワンダODAの重点分野(2009年): ①人的資源開発、②地方開発、③経済基盤整備・産業開発、対ルワンダ国別援助方針(2012年)の重点分野: ①経済基盤整備、②農業開発(高付加価値化・ビジネス化)、③社会サービスの向上(安全な水の供給)、④成長を支える人材育成(科学技術教育・訓練)

益上の観点を踏まえ、外交の視点から、①外交的な重要性及び②外交的な波及効果を基準とした評価を行った。各評価基準における主な検証項目・内容を表 1に示す。

表 1 評価の視点・基準と主な検証項目・内容

評価の視点	評価基準	検証項目・内容
開発の視点からの評価	①政策の妥当性	「日本の対ルワンダODAの目指す方向が妥当であったか」という視点から、目標体系図に示された日本の対ルワンダODA政策が、(1) ルワンダの開発ニーズ、(2) 日本の開発上位政策、(3) 国際的な優先課題や他ドナー（新興ドナー含む）による支援動向と相互関連・補完し、日本の比較優位性を発揮しているかについて検証を行う。
	②結果の有効性	「日本の対ルワンダODAの結果、設定した目標の達成にどの程度貢献したか」という視点から、(1) 日本のODA実績（インプット）を把握した上で、(2) 日本の対ルワンダ国別開発協力方針で設定された開発課題（小目標）に対し、どの程度の投入・産出物・効果（インプット・アウトプット・アウトカム）があり、(3) 重点分野（中目標）にどの程度貢献したか（インパクト）、検証を行う。
	③プロセスの適切性	日本の対ルワンダODA政策の妥当性、結果の有効性を確保するような適切なプロセスが取られていたかどうか、政策策定と実施プロセスの両面から検証する。 【策定プロセス】(1) 政策策定根拠 (2) 関係者協議 (3) 関係者間調整 (4) 公表状況、【実施プロセス】(1) 対ルワンダODA実施体制の整備・運営状況 (2) 支援先ニーズの継続的な把握状況 (3) 重点分野への取組やアプローチの実施状況（案件形成・選定プロセス、案件間調整等）(4) モニタリング・評価・フィードバックの状況 (5) 広報の実施状況を検証する。また、(6) 他ドナー・国際/現地非政府組織（NGO）や日本側関係機関等との協調・連携状況 (7) 社会性・民族性（ジェンダー等）及び環境への配慮も検証する。
外交の視点からの評価	①外交的な重要性	「日本の対ルワンダODAが日本の国益にどのように貢献することが期待されるか」という視点から、(1) 日本が掲げる外交政策（国家安全保障戦略等）を踏まえた対ルワンダODAの重要性、(2) ルワンダの二国間外交関係上の重要性、(3) その他対ルワンダODAの重要性について検証する。
	②外交的な波及効果	「日本の対ルワンダODAが日本の国益の実現にどのように貢献したか」という視点から、(1) 国際社会における日本の位置付け/アフリカ地域への波及効果、(2) 二国間関係及び日本/日本国民への波及効果を検証する。

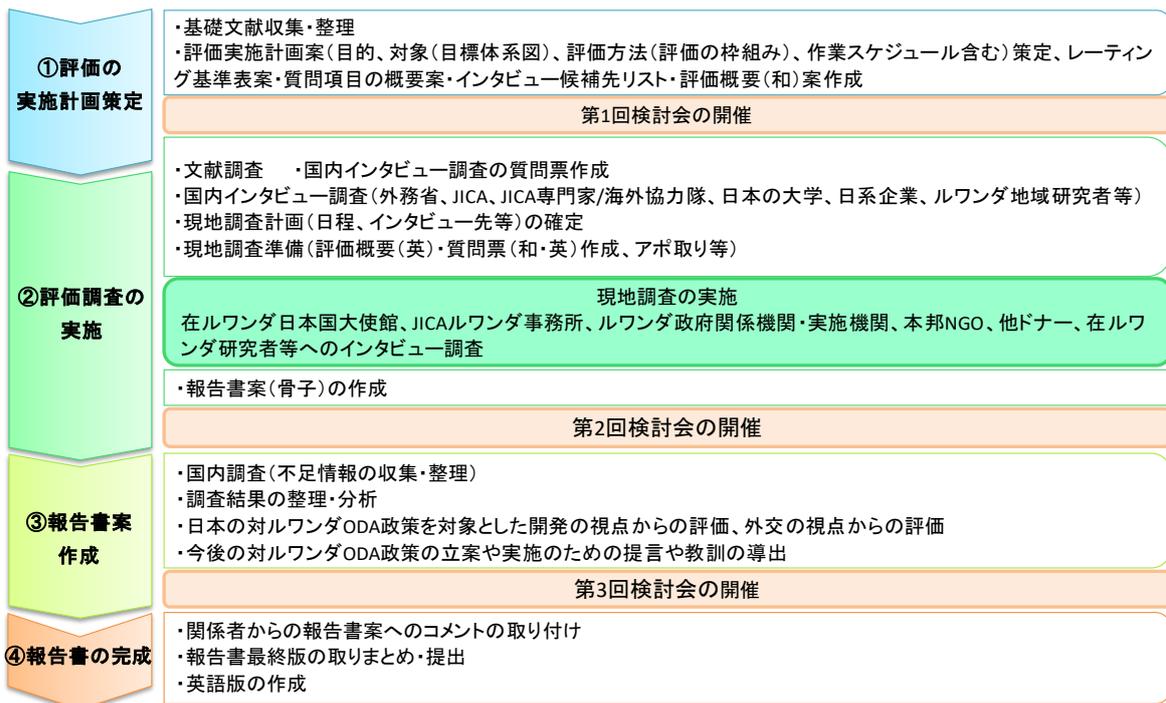
(出所)評価チーム作成

上記を踏まえ、評価の視点、評価基準、検証項目・内容、情報収集先・情報源を整理した評価の枠組みは、別冊(後述)の冒頭に示す。

開発の視点からの評価・3評価基準(①政策の妥当性、②結果の有効性、③プロセスの適切性)に関しては、ODA評価ガイドライン第13版に規定された、別冊の冒頭に示す「開発の視点からの評価 レーティング基準表」のレーティング基準に従い、「極めて高い A」、「高い B」、「一部課題がある C」、「低い D」の4段階のレーティングを行った。また、各評価基準は複数の検証項目から構成されているところ、各評価基準のレーティングの判断根拠として、評価チームでは独自に、検証項目ごとに「a:高い」、「b:中程度」、「c:低い」の3段階のサブレーティングを付した。

### 1-3-2 評価の実施期間・手順

本評価の調査期間は、2020年8月から2021年2月までである。本評価調査の実施フローを図 2に示す。第1回検討会において、評価の実施計画を完成させ、それに基づき、評価調査を実施し、これら調査で収集したデータ・情報の整理、分析を行い、報告書・別冊(報告書の補足情報)を完成させた。参考にした文献は別冊の添付資料1、インタビュー先は別冊の添付資料2のとおりである。



(出所)評価チーム作成

図 2 評価調査の実施フロー

## 1-4 評価実施上の制約

本評価における制約は、以下のとおり。

- 結果の有効性の検証に関し、日本の対ルワンダODA政策の目標において定量的な目標値は設定されておらず、目標の達成度を目標値と実績値の比較から判断することは不可能であった。また、日本の対ルワンダODAがもたらした貢献度を厳密に測定する事も極めて困難であった。そこで、本評価では、JICA終了時・事後評価結果などの既存の個別案件の評価結果や、日本の対ルワンダODA関係者から収集した実績や成果に関わる定量的なデータ等を活用するなどして、定量的情報を含む検証に努めた。また、各事業間の相乗効果を確認するほか、ルワンダ政府や他ドナー関係者からの評価を含めたインタビューから得られる定性的な情報も活用した上で、有効性を総合的に判断した。
- 本評価の対象となる個別案件は114件あり、全ての案件の詳細な検証や、全てのプロジェクト関係者へのインタビューは困難であった。そこで、本評価は、今後の日本の対ルワンダODA政策への提言や教訓の抽出を主眼としていることから、日本の比較優位性の発揮や、関係アクターとの連携による相乗効果、外交的な波及効果の発現などが期待できる分野・案件に着目しつつ、分野やスキームのバランスを考慮し、インタビュー先の選定を行い、調査を行った。
- コロナ禍の影響で、出張を伴う現地調査が実施できず、遠隔での現地調査を行ったものの、関係者もテレワーク体制で協力を得ることが困難であったこと等から、ルワンダ政府等へのインタビュー数は限定的となった。

## 1-5 評価の実施体制

評価主任、アドバイザーの指導の下、NTCインターナショナル株式会社のコンサルタント5名が評価に必要な情報収集、整理、分析を行った。評価チームの構成を表 2に示す。

表 2 評価チームの構成

担当	氏名	所属・役職
評価主任	稲田 十一	専修大学経済学部教授
アドバイザー	武内 進一	東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授/現代アフリカ地域研究センター・センター長、アジア経済研究所新領域研究センター上席主任調査研究員
総括	桑原 恒夫	NTCインターナショナル株式会社 技術事業本部技術管理室次長
副総括/評価分析1	櫻田 佳純	NTCインターナショナル株式会社 企画営業本部営業部技師
評価分析2	角 久子	NTCインターナショナル株式会社 企画営業本部企画部技師長
評価分析3	三浦 才太郎	NTCインターナショナル株式会社 企画営業本部営業部技師
評価分析4	河野 史枝	NTCインターナショナル株式会社 企画営業本部営業部技師

(出所)評価チーム作成

3回にわたる検討会では、外務省及びJICAの関係課室も交え、評価の枠組み、方向性及び妥当性などについて議論を積み重ねた。国内及び現地インタビュー調査の一部には、上記評価チームに加え、外務省大臣官房ODA評価室の蟹川 わかな主査がオブザーバーとして参加した。

## 第2章 ルワンダの概況と対ルワンダODA動向

本章では、ルワンダの概況について、政治体制、経済状況及び開発政策の3つの観点から、対ルワンダ政府開発援助(ODA)動向として、二国間・多国間及び日本の支援動向を記載する。なお、ルワンダ概況及び対ルワンダODA動向の詳細は、別冊の第1章に記載する。

### 2-1 政治体制

#### 2-1-1 政治動向

ルワンダは、1962年にベルギーの統治から独立したものの、独立後政権を握った多数派のフツが少数派ツチを迫害・虐殺し、多数の難民が周辺国に逃れた。1990年にはウガンダに避難していたツチを主体とするルワンダ愛国戦線(RPF)がルワンダに侵攻し、内戦が勃発し、民族対立が激化した。さらに、1994年にはフツ過激派によるツチ及びフツ穏健派に対する大量虐殺(ジェノサイド)が始まり、80~100万人の犠牲者が出た<sup>4</sup>。同年7月にRPFがルワンダ国軍及びフツ過激派武装勢力を打倒し、フツのビジムグ大統領、ツチのカガメ副大統領を擁する政権が誕生した。

ジェノサイド後、ルワンダでは出身部族を示す身分証明書の廃止(1994年)、国民和解委員会及び国民事件委員会の設置(1999年)等、国民融和・和解のための努力が進められた<sup>5</sup>。2003年はジェノサイド後初めての大統領選挙が実施され、カガメ大統領が当選した。カガメ大

<sup>4</sup> 外務省(2020)「ルワンダ基礎データ」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/rwanda/data.html#section2>: 2021年1月19日アクセス)

<sup>5</sup> 外務省(2020)「ルワンダ基礎データ」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/rwanda/data.html#section2>: 2021年1月19日アクセス)

統領は2010年、2017年に再選し、現在3期目である(任期は2024年まで)。

## 2-1-2 外交

ルワンダは経済発展のための経済外交を重視し、東アフリカ共同体(EAC)やアフリカの経済統合に積極的である<sup>6</sup>。主要な援助国との関係も良好であり、特に1994年のジェノサイド終結後、RPFが主導する政権は、アメリカ及びイギリスとの関係を急速に強めてきており<sup>7</sup>、2009年には教育言語をフランス語から英語に変更し、さらに英連邦への加盟を果たした。近隣諸国との関係では、近年ウガンダとの間で両首脳が内政干渉等を理由に非難の応酬を繰り返しており関係が悪化している<sup>8</sup>。また、第一次・第二次コンゴ内戦では、ルワンダが軍事介入を行ったものの、近年はコンゴ民主共和国との関係が改善されつつあり、2009年には両国に各々の大使館が設置された<sup>9</sup>。

日・ルワンダ関係は、ルワンダが独立した1962年に日本が国家承認したことからはじまる。ルワンダは1979年に在京ルワンダ大使館を開設し<sup>10</sup>、一方日本は、2005年に独立行政法人国際協力機構(JICA)ルワンダ支所(現事務所)を、2010年に在ルワンダ日本国大使館を開設した。現職のカガメ大統領は、過去6回来日しており、2019年1月に来日した際は安倍総理(当時)と首脳会談を行い、日ルワンダ共同声明を発出した。この中で、日本は引き続き官民を通じてルワンダの持続可能な開発への支援を約束するとともに、両国の経済分野における協力促進が確認された<sup>11</sup>。

## 2-2 経済状況

ルワンダは1994年のジェノサイド以降、急速な発展を続けており、2000年代には年率平均8.2%、2010年代は同7.1%と安定して高い経済成長率を維持している<sup>12</sup>。こうした経済成長に伴い1人当たり国民総所得(GNI)は2000年の280米ドルから2019年には830米ドルに増加したものの<sup>13</sup>、なお低所得国<sup>14</sup>に位置しており、ルワンダ政府が目指す中所得国入りは達成できていない。また、同国の貧困率<sup>15</sup>は78%(2000年)から56.5%(2016年)に改善しているが、サブ

<sup>6</sup> 外務省(2020)「ルワンダ基礎データ」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/rwanda/data.html#section2>:2021年1月19日アクセス)

<sup>7</sup> 武内進一(2010)「強権体制の成立と制度化ー内戦後ルワンダの国家建設」、アジア経済研究所『アフリカレポート特集:紛争解決の課題』(p.16-21)

<sup>8</sup> AFP(2019)「昨日の友は今日の敵、大統領の不和でルワンダ・ウガンダ関係に危機」(<https://www.afpbb.com/articles/-/3225513>:2021年1月19日アクセス)

<sup>9</sup> 外務省(2011)「ルワンダ」『ODA国別データブック 2011』

<sup>10</sup> 2000年9月から2005年1月まで一時閉鎖された。外務省(2020)「ルワンダ基礎データ」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/rwanda/data.html#section2>:2021年1月19日アクセス)

<sup>11</sup> 外務省(2019)「日・ルワンダ首脳会談」([https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/rw/page6\\_000243.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/rw/page6_000243.html):2021年1月19日アクセス)

<sup>12</sup> National Institute of Statistics Rwanda (2020) 国内総生産(GDP) National Accounts, 2019 (<https://www.statistics.gov.rw/publication/gdp-national-accounts-2019>:2020年12月15日アクセス)

<sup>13</sup> アトラス方式(World Bank, 2021年1月15日更新より)

<sup>14</sup> 世界銀行分類において、2019年の1人当たりGNIが1,035米ドル以下の国。全世界のうち、29カ国(World Bank ホームページ(HP)(2021年1月6日アクセス)より)。

<sup>15</sup> 国際貧困ラインに基づく貧困率。世界銀行は、2011年の購買力平価(PPP)に基づき、国際貧困ラインを1日1.9米ドルと設定。

サハラ・アフリカ地域全体(41.7%、2016年)と比較すると高い水準にある<sup>16</sup>。社会全体の所得の不平等を表すジニ係数は低下傾向にあるものの2016年時点で43.7%となっており<sup>17</sup>、社会格差は依然として高い水準にある。なお、同国の人口の大多数は農村に居住しており(83%、2019年)<sup>18</sup>、労働者の多くは農業分野に従事している(61.7%、2020年)<sup>19</sup>。

対外的には慢性的な貿易赤字を抱えており、2010年～2019年の年平均貿易赤字額は1,284百万米ドルとなっている<sup>20</sup>。なお、ルワンダは援助依存からの脱却を目標に掲げているが<sup>21</sup>、2018年時点で政府支出に占めるODA純受取額は66.8%となっており、開発途上国のなかでも特に高い水準となっている<sup>22</sup>。一方、国際通貨基金(IMF)が2019年に公開した債務持続可能性分析<sup>23</sup>では、同国の債務全体及び対外債務リスクの評価は「低い」である。

### 2-3 ルワンダの開発政策

ルワンダ政府は、2000年に長期開発計画として「Rwanda Vision 2020」(以下、ビジョン2020)<sup>24,25</sup>を策定し、2020年までの中所得国入りを国家目標に掲げた。その中で、1人当たりGNIを1,240米ドルへ引き上げ、貧困率を20%に減少させることを目指していた。また、2015年にはビジョン2020以後の長期開発計画として『Vision 2050』<sup>26</sup>(以下、ビジョン2050)を策定し、2035年までに高中所得国、2050年までに高所得国となる目標に掲げている。

また、ルワンダ政府は、長期目標達成のための中期開発計画として、「第一次経済開発貧困削減戦略(EDPRS 1)(2008-2012)」<sup>27</sup>、「第二次経済開発貧困削減戦略(EDPRS 2)(2013-2018)」<sup>28</sup>を策定した。さらに、ビジョン2020及びビジョン2050に掲げられている開発目標を切れ目なく実施するための中期開発計画として、現在「第一次国家変革戦略(NST 1)(2017-2024)」<sup>29</sup>が実施中である。ルワンダの主要な開発政策と日本の対ルワンダODA政策<sup>30</sup>との対応関係は、図 3のとおり。詳細は別冊1-3に示す。

<sup>16</sup> World Bank, World Development Indicators (2020年12月16日更新)

<sup>17</sup> World Bank (2020) World Development Indicators (2020年5月28日更新)

<sup>18</sup> World Bank (2020) World Development Indicators (2021年1月15日更新)

<sup>19</sup> World Bank (2020) World Development Indicators (2020年12月16日更新)

<sup>20</sup> 国際連合貿易開発会議 (UNCTAD) (2021) Goods and services (BPM6): Trade balance indicators, annual (2020年2月2日更新)

<sup>21</sup> ルワンダ政府は、ビジョン2020において、「開発援助への依存を弱めることは徴税基盤の拡大と海外投資の誘致を目指す上で効果的な戦略を立案するために肝要である」と述べている。

<sup>22</sup> World Bank (2020) World Development Indicators (2021年1月15日更新)

<sup>23</sup> IMF (2019) Staff Report for the 2019 Article IV Consultation and Request for a Three-Year Policy Coordination Instrument

<sup>24</sup> Ministry of Finance and Economic Planning, Rwanda (2000) Rwanda Vision 2020

<sup>25</sup> Government of Rwanda (2012) Rwanda Vision 2020 (Revised)

<sup>26</sup> Ministry of Finance and Economic Planning, Rwanda (2015) Vision 2050

<sup>27</sup> Ministry of Finance and Economic Planning, Rwanda (2007) Economic Development and Poverty Reduction Strategy 2008-2012

<sup>28</sup> Ministry of Finance and Economic Planning, Rwanda (2013) Economic Development and Poverty Reduction Strategy II 2013-2018

<sup>29</sup> Republic of Rwanda (2018) 7 Years Government Programme: National Strategy for Transformation (NST 1) 2017-2024

<sup>30</sup> 日本政府は、対ルワンダ国別援助方針策定以前の2004年から毎年ルワンダ政府と経済協力政策協議を実施している。2004年の第1回協議では、対ルワンダODAの重点分野として①人的資源開発、②地方開発が設定され、2009年1月の政策協議中間会合において、③経済基盤整備・産業開発が追加された。

国	政策	対象期間	-2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 -
ルワンダ	Vision 2020	2000 - 2020													
	EDPRS1	2008 - 2012													
	EDPRS2	2013 - 2018													
	NST1	2017 - 2024													
	Vision 2050	2020 - 2050													
日本	国別援助方針	2012 - 2017													
	国別開発協力方針	2017 -													

(出所)評価チーム作成、(注)なお、対ルワンダ国別開発協力方針の終了時期は明示されていないため、薄い色で示している。

図 3 日本の対ルワンダODA政策とルワンダの開発政策の対象期間の対応関係

## 2-4 対ルワンダODA動向

### 2-4-1 二国間支援の動向

二国間ドナー<sup>31</sup>による対ルワンダODA供与額は、年平均526百万米ドルであり(2010～2018年の9年間)、最大の援助国は米国である(同期間の平均援助額は約180.6百万米ドル)。これに英国、ベルギー、オランダ、ドイツが続き、日本は上位6番目の援助国として平均して年約28.4百万米ドルを支援している(表 3)。詳細は別冊1-4-1に示す。

表 3 二国間ドナーのODA供与額(上位6ドナー、支出総額、単位:百万米ドル)

国/年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	年平均
1 米国	161.9	200.4	176.4	169.3	170.5	209.3	185.7	181.7	170.0	180.6
2 英国	105.3	128.0	60.3	150.6	68.4	143.3	95.3	80.8	73.1	100.6
3 ベルギー	71.0	72.3	53.5	45.5	40.0	40.1	29.0	43.2	41.9	48.5
4 オランダ	38.0	43.5	36.2	46.3	47.2	45.2	61.7	51.4	47.1	46.3
5 ドイツ	48.8	45.1	32.7	26.9	33.6	39.1	52.4	48.1	45.6	41.4
6 日本	18.3	18.1	24.5	45.8	22.1	18.0	26.9	44.0	37.8	28.4
DAC諸国計	558.8	580.7	445.4	553.7	461.8	575.3	528.3	531.1	500.3	526.1

(出所) Creditor Reporting System (OECD, 2020) より、評価チーム作成、(注)実質値(2018年基準)

### 2-4-2 多国間支援の動向

表 4のとおり、多国間ドナーによる対ルワンダODAの年平均支出額は、世界銀行が最も多く、これにグローバルファンド、欧州連合(EU)、アフリカ開発銀行(AfDB)、IMF、国際農業開発基金(IFAD)が続いている。詳細は別冊1-4-2に示す。

表 4 多国間ドナーのODA供与額(上位6ドナー、支出総額、単位:百万米ドル)

機関/年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	年平均	割合
1 世界銀行	145.3	273.2	94.1	149.3	193.9	312.6	243.3	308.6	253.2	219.3	37%
2 グローバルファンド	142.2	119.4	141.0	105.8	129.6	111.3	74.9	88.3	69.4	109.1	19%
3 EU	101.7	86.0	89.4	113.2	87.7	26.4	121.0	158.3	93.6	97.5	17%
4 AfDB	44.1	81.4	48.0	47.3	59.7	46.6	99.6	49.3	119.8	66.2	11%
5 IMF	..	..	..	..	..	..	106.2	78.1	25.5	23.3	4%
6 IFAD	14.4	15.9	19.8	17.0	22.4	16.5	18.3	21.8	10.7	17.4	3%
多国間ドナー合計	489.2	636.4	450.6	504.9	545.1	576.7	714.1	763.8	620.9	589.1	100%

(出所) Creditor Reporting System (OECD, 2020) より、評価チーム作成、(注)実質値(2018年基準)

<sup>31</sup> 本項における二国間ドナーは経済協力開発機構 開発援助委員会(OECD-DAC)加盟国を指す。

## 2-5 日本の対ルワンダODAの動向

### 2-5-1 日本の対ルワンダODA政策

日本政府は、2004年6月の第1回経済協力政策協議において、対ルワンダODAの重点分野として①人的資源開発、②地方開発を設定した。その後、2009年1月の政策協議中間会合において、重点分野への③経済基盤整備・産業開発の追加に合意した。

2012年4月には、対ルワンダ国別援助方針を策定し、「持続的成長(中所得国家への転換)の促進」を援助の基本方針とし、重点分野として、①経済基盤整備、②農業開発(高付加価値化・ビジネス化)、③社会サービスの向上(安全な水の供給)、④成長を支える人材育成(科学技術教育・訓練)を掲げている。

2017年7月には、対ルワンダ国別開発協力方針を策定し、「持続的成長・貧困削減・雇用創出の促進」を基本方針とし、重点分野として、①経済基盤整備(運輸交通・貿易円滑化・電力)、②農業開発(高付加価値化・ビジネス化)、③社会サービスの向上(安全な水・衛生サービスの持続的な提供)、④成長と雇用創出を支える人材育成(科学技術教育・訓練)を掲げている。

2019年1月には、日・ルワンダ首脳会談が行われ、「日ルワンダ共同声明」が発出されており、安倍総理(当時)は、質の高いインフラ、農業開発、社会サービスの向上、人材育成等の支援実施を表明した。

### 2-5-2 日本の対ルワンダODAの実績

日本の対ルワンダODAは、1970年より無償資金協力及び研修員受入れから開始した。1985年には青年海外協力隊(JOCV)派遣取極を締結し、JOCV派遣等による技術協力を行ってきた。1994年のジェノサイド発生を受け、一時期、二国間協力の本格的な実施は見合わせた。国内情勢の安定化を受けて、2004年6月の第1回経済協力政策協議を受け、本格的な支援を再開し、2005年1月には日ルワンダ技術協力協定が締結された。

具体的な協力としては、運輸交通、国境管理、電力、農業開発、水・衛生、教育、職業訓練・産業技術教育、情報通信技術(ICT)分野等の無償資金協力及び技術協力を実施してきた。ジェノサイド発生を受けて1994年から2003年までは、草の根・人間の安全保障無償及び研修員受け入れを中心に行われた。有償資金協力(円借款)は、1975年から1989年にかけての運輸交通、電力分野の借款契約以降、新規支援は行われなかったが、2004・2005年度に債務救済措置が行われ、2016年度以降、運輸交通及び農業分野への円借款を再開している。

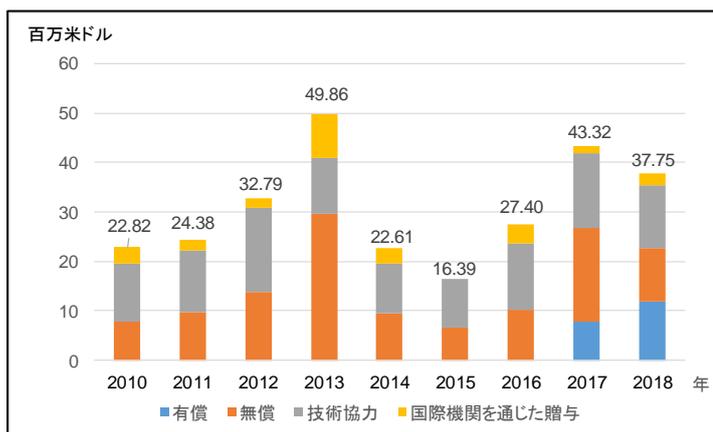
2010～2018年の日本の対ルワンダODA実績額(累計、支出総額)は277百万米ドルであり、二国間ドナー・多国間ドナーの上位10位に位置し、これらドナーの対ルワンダODA実績額の約3%を占める<sup>32</sup>。

形態別の日本の対ルワンダODAの実績額は、図4のとおりである。2010年から2013年にかけて増加傾向にあったが、2014年から2015年にかけて減少に転じた。その後、2016年以降は

<sup>32</sup> 本報告書3-1-2(1)を参照。

増加傾向にある。金額の多かった年の二国間援助合計金額について、日本のODA供与対象国の中で、2013年は25位、2017年は24位、2018年は29位に位置した<sup>33</sup>。

2010年度から2019年度にかけて開始した日本の対ルワンダODA案件は114<sup>34</sup>件あり、有償3件、無償56件、技術協力43件、国際機関拠出金10件である。開発課題別では、人材育成及び科学技術イノベーションの促進が40件と一番多く、次いで、運輸交通・貿易円滑化・電力の整備及びその他(分野横断的な支援やブルンジ難民支援、保健分野等)が21件あり、農業の高付加価値化・ビジネス化の促進の20件、安全な水・衛生の供給の12件と続く(表5)。評価対象案件のリストは、別冊の添付資料3に示す。



(出所) 国別開発協力実績(外務省、2009-2017)、開発協力白書(外務省、2019年度)より、評価チーム作成

(注) 支出総額/支出純額ベース。いずれも同じ金額。

図4 形態別日本の対ルワンダODA実績額

表5 日本の対ルワンダODA実績(案件数、開発課題・形態別)

開発課題	形態				計
	有償資金協力	無償資金協力	技術協力	国際機関拠出金	
運輸交通・貿易円滑化・電力の整備	2	11	8	0	21
農業の高付加価値化・ビジネス化の促進	1	6	13	0	20
安全な水・衛生の供給	0	9	3	0	12
人材育成及び科学技術イノベーションの促進	0	22	18	0	40
その他	0	10	1	10	21
計	3	56	43	10	114

(出所) 外務省・JICA HPなどに基づき、評価チームが分類し作成

<sup>33</sup> ODA白書(外務省、2014)、開発協力参考資料集(外務省、2018-2019)より、二国間援助の支出純額(債務救済除く)で算出した順位。

<sup>34</sup> 有償・無償は外務省HP等に記載の交換公文(E/N)署名年度もしくは実施年度が2010～2019年度の案件。技術協力はJICA HP等に記載の協力期間が2010～2019年度に開始した案件。国際機関拠出金は、外務省提供「ルワンダ補正予算案件リスト(2016～2019年度)」に記載の案件。補正予算による国際機関拠出金の案件は、文書保存期間の関係で、2015年度以前の案件数が不明であり、件数に含まれていない。

## 第3章 評価結果

### 3-1 開発の視点からの評価

#### 評価結果概要(開発の視点からの評価)

##### (1)政策の妥当性:極めて高い A

政策の妥当性に関する3つの検証項目のサブレーティングはいずれも「a:高い」であり、極めて高い評価結果であったことから、日本の対ルワンダ政府開発援助(ODA)の政策の妥当性は「極めて高い A」と判断する。

##### ●検証項目1:ルワンダの開発ニーズとの整合性

日本の対ルワンダODA政策は、ビジョン2020、中期開発計画、ならびにセクター別開発計画に掲げられた重点分野との整合性を有している。以上を踏まえ、サブレーティングは「a:高い」とする。

##### ●検証項目2:日本の開発上位政策との整合性・一貫性

日本の対ルワンダODA政策は、ODA大綱・ODA中期政策及び開発協力大綱とともに、アフリカ地域支援の軸であるアフリカ開発会議(TICAD)で採択された横浜宣言(2013年)・ナイロビ宣言(2016年)との整合性が高い。以上を踏まえ、サブレーティングは「a:高い」とする。

##### ●検証項目3:国際的な優先課題との整合性/他ドナーの支援との関連性・日本の比較優位性

日本の対ルワンダODA政策は、ミレニアム開発目標(MDGs)及び持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を有している。また日本は、ルワンダの開発ニーズに沿って、幅広い分野での支援を展開しており、各主要ドナーも各々が注力する分野での相互補完的な支援を行っている中、他ドナーに対し日本が比較優位性を発揮している取組もある。以上を踏まえ、サブレーティングは「a:高い」とする。

##### (2)結果の有効性:高い B

結果の有効性に関する3つの検証項目のサブレーティングは1つが「a:高い」、2つが「b:中程度」であり、高い評価結果であったことから、日本の対ルワンダODAの結果の有効性は「高い B」と判断する。

##### ●検証項目1:日本のODAの実績と貢献(インプット)

日本の対ルワンダODAは、他ドナーと比較するとやや小規模であるものの、支援金額の観点から一定の貢献を果たしていることから、サブレーティングは「b:中程度」とする。

##### ●検証項目2:開発課題ごとの日本のODA実績と貢献(アウトプット、アウトカム)

日本の対ルワンダ国別開発協力方針の各開発課題に対し、日本政府は着実に支援を実施しており、貢献を果たしている。各案件の当初目的について、開発課題ごとの達成率は、「達成(達成見込み)」が83%から100%、「中程度」が0から17%となっており、各案件が当初設定した目標達成への貢献度は高い。以上を踏まえ、サブレーティングは「a:高い」とする。

### ●検証項目3:重点分野への支援の有効性(インパクト)

日本の対ルワンダ国別開発協力方針の重点分野である「経済基盤整備」、「農業開発」、「社会サービスの向上」、「成長と雇用創出を支える人材育成」に向けた、アウトカムやインパクトが発現している。各案件の当初目的について、重点分野ごとの達成率は、「達成(達成見込み)」が83%から100%、「中程度」が0から17%となっており、各案件が当初設定した目標達成への貢献度は高い。日本のODA供与額について、給水・衛生及び通信分野における対ルワンダODA総額に占める割合は各々13%であり、供与額上位2位及び3位のドナーとなっている一方、その他分野では10%未満であり、供与額上位4位以下となっており、他ドナーと比較すると小規模であるものの、一定の貢献をしている。以上を踏まえ、サブレーティングは「b:中程度」とする。

#### (3)プロセスの適切性:高い B

プロセスの適切性に関する3つの検証項目のサブレーティングは2つが「a:高い」、1つが「b:中程度」であり、高い評価結果であったことから、日本の対ルワンダODAのプロセスの適切性は「高い B」と判断する。

### ●検証項目1:日本の対ルワンダ国別開発協力方針策定プロセスの適切性

日本の対ルワンダ国別開発協力方針は、おおむね適切なプロセスを経て策定されたと言えることから、サブレーティングは「a:高い」とする。

### ●検証項目2:日本の対ルワンダODA実施プロセスの適切性

日本の対ルワンダODAの実施プロセスにおいて、基本的な実施体制の整備・運営と、ニーズ把握、日本の対ルワンダ支援重点分野に基づく個別案件の実施、モニタリング・評価、広報が行われている。一方、広報の充実や説明責任の確保の観点から、国際機関拠出金及び草の根・人間の安全保障無償の情報公開が不十分である。また、東アフリカ共同体(EAC)やアフリカ大湖地域の事情等に関する政治・外交的観点の考慮が行われているが、そのことが必ずしも明確に示されていないなど、改善が望まれる点があった。以上を踏まえ、サブレーティングは「b:中程度」とする。

### ●検証項目3:日本の対ルワンダODAの実施における協調・連携、配慮

他開発アクターとの協調・連携、社会性・民族性及び環境への配慮が行われていることから、サブレーティングは「a:高い」とする。

本節では、日本の対ルワンダODAに関し、開発の視点からの評価3基準(「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」)から評価する。

#### 3-1-1 政策の妥当性

本項目では、日本の対ルワンダODAの「政策の妥当性」を評価することを目的として、あらかじめ設定した3つの検証項目((1)ルワンダの開発ニーズとの整合性、(2)日本の開発上位政策との整合性・一貫性、(3)国際的な優先課題との整合性/他ドナーの支援との関連性・日本の比較優位性)について検証する。なお、日本の対ルワンダODA政策は、2017年7月策定の対ル

ワンダ国別開発協力方針を取り上げた<sup>35</sup>。

### (1) 検証項目1:ルワンダの開発ニーズとの整合性

ルワンダの中・長期的な開発政策である(ア)ビジョン2020及び(イ)第一次・第二次経済開発  
貧困削減戦略(EDPRS 1・EDPRS 2)及び第一次国家変革戦略(NST 1)とともに、(ウ)セクタ  
ー別開発計画を取り上げ、日本の対ルワンダODA政策との整合性を検証した。検証内容の詳細は、別冊2-1-1(1)~(3)に示す。

検証の結果、日本の対ルワンダ国別開発協力方針の4つの重点分野は、ルワンダ政府がビ  
ジョン2020の達成のために掲げる6つの柱のうち4つに対応しており、整合性は高い。

また、日本の対ルワンダODA政策のいずれの重点分野においても、EDPRS 1(2008-2012  
年)、EDPRS 2(2013-2018年)、NST 1(2017-2024年)の重点課題に対応しているほか、日本  
の対ルワンダ支援実績(分野)としても、各重点課題に幅広く対応しており、整合性は高い。

さらに、日本の対ルワンダ国別開発協力方針(2017年)における開発課題は、ルワンダの多  
岐にわたるセクター別開発計画に対応しており、目標と方向性を一にしているほか、日本の対  
ルワンダ支援実績(分野)も、ルワンダのセクター別開発計画の方針と合致している。

### (2) 検証項目2:日本の開発上位政策との整合性・一貫性

日本政府は、2015年2月末までは「ODA大綱(2003年8月閣議決定)」及び「ODA中期政策  
(2005年2月閣議決定)」をODAに関する上位政策としており、現在は「開発協力大綱(2015年2  
月閣議決定)」をODAの上位政策としている。また、アフリカ地域に対する支援は、1993年から  
定期的に開催されているTICADを主軸として展開されており、同会議では対アフリカ支援・協力の  
方針を定めた宣言及び行動計画・実施計画が採択されている<sup>36</sup>。ここでは、対ルワンダ国別  
援助方針(2012年4月策定)とODA大綱・ODA中期政策及びTICAD V横浜宣言との整合性、ま  
た、対ルワンダ国別開発協力方針(2017年7月策定)と開発協力大綱との整合性をそれぞれ検  
証した。検証内容の詳細は別冊2-1-1(4)に示す。

検証の結果、日本の対ルワンダODA政策のいずれの重点分野においても、日本の開発上  
位政策(ODA大綱、ODA中期政策、開発協力大綱)の重点課題に対応している。日本の対ル  
ワンダ支援実績(分野)も、各重点課題の下の協力分野に幅広く対応しており、整合性は高い。

また、対ルワンダODA政策の重点分野及びODA実績(分野)は、日本の対アフリカ支援政策  
であるTICAD V及びTICAD VIの各宣言の優先的重点課題や関連する実施計画・行動計画に  
幅広く対応しており、整合性は高い。

さらに、対ルワンダODA政策の各重点分野は、日本の分野別開発政策(インフラ、農業開発、

<sup>35</sup> 同開発協力方針の以前に、対ルワンダ国別援助方針(2012年4月)が策定されているが、両方針は重点分野の表現に多少の  
違いはあるものの、前者は後者の旧重点分野を包含していること、また、本評価が今後の対ルワンダODA政策の立案や実施  
のための提言を得ることを主たる目的としていることから、現在の対ルワンダODA政策である国別開発協力方針を中心に取り  
扱う。

<sup>36</sup> 本稿では、2013年の第5回TICADにおける横浜宣言及びTICAD V横浜行動計画、2016年の第6回TICADにおけるTICAD VI  
ナイロビ宣言及びその実施計画を対象とする。

水・衛生、教育)で掲げられた支援目標・アプローチに合致しており、整合性を有する。

### (3) 検証項目3: 国際的な優先課題との整合性/他ドナーの支援との関連性・日本の比較優位性

#### (ア) 国際的な優先課題との整合性

国際的な開発目標であるMDGs・SDGsとの整合性を検証した。MDGsの対象期間は2001年から2015年であることから、2012年に策定された対ルワンダ国別援助方針と、SDGsの対象期間は2015年から2030年であることから、2017年に策定された対ルワンダ国別開発協力方針と、それぞれ照らし合わせて検証した。検証内容の詳細は別冊2-1-1(5)に示す。

検証の結果、日本の対ルワンダ国別援助方針(2012年)で掲げられているいずれの重点開発課題も、MDGsのいずれか(複数)の開発目標に対応している。また、日本の対ルワンダ国別開発協力方針(2017年)の各重点分野についても、SDGsで設定されている目標に対応し、かつ援助実績を有しており、整合性を有している。

#### (イ) 他ドナーの支援との関連性・日本の比較優位性

ルワンダに対する開発援助では、援助リソースの効果的・効率的な利用を目的に、ルワンダ政府及び開発ドナー(二国間・多国間)が参加する援助協調の枠組みとして開発パートナー調整グループなどが活用されている<sup>37</sup>。同枠組みにおいて、16分野におけるドナーの役割分担(DoL)が決定される<sup>38</sup>。

日本は2010年に初めてDoLが策定された際、農業、水・衛生及び教育の3分野のアクティブ・パートナー、エネルギー、交通及び情報通信技術(ICT)分野のサイレント・パートナー<sup>39</sup>に割り当てられた。2013年のDoL改訂の際は、アクティブ・パートナーとして農業、エネルギー及び水・衛生分野を、サイレント・パートナーとして運輸・交通及び教育分野が割り当てられた。現在は、運輸交通及びICT分野のリード・パートナーであり、農業、エネルギー、水・衛生及び教育分野のアクティブ・パートナーを務めている<sup>40</sup>。なお、各セクターにはルワンダ政府の担当省庁とリード・パートナーである援助機関が共同議長を務めるセクター・ワーキング・グループが設置されており、協議や情報共有が行われている。

日本が支援する分野における他ドナーの支援との関連性について、水分野ではルワンダ国内の地域毎に主要ドナーのすみ分けがされており、電力や農業、教育分野においても他ドナーによる支援との重複を避けるなどドナー間協調の取り組みが行われている<sup>41</sup>。なお、日本の対

<sup>37</sup> 外務省(2009)「ルワンダ」『ODA国別データブック 2009』

<sup>38</sup> 外務省提供「New Division of Labour for NST1 FINAL Version」(2020年6月)より。原則として各ドナーは、そのセクターにおける実績、マンデート、専門性に基づき、最大3つのセクターの担当が割り当てられることになっている(アフリカ開発銀行(AfDB)(2016)Rwanda Bank Group Country Strategy Paper 2017-2021、p.9)。

<sup>39</sup> 各分野の財政支援を行うパートナー(外務省国際協力局国別開発協力第三課へのインタビューより)。

<sup>40</sup> 外務省国際協力局国別開発協力第三課へのインタビュー、在ルワンダ日本国大使館/独立行政法人国際協力機構(JICA)ルワンダ事務所提供情報より。

<sup>41</sup> JICA(2014)「事業事前評価表:第三次地方給水計画」、JICA(2018)「事業事前評価表:灌漑水管理能力向上プロジェクト」、JICA(2010)「事業事前評価表:ルワンダ国効率的な電力システム開発のための電力公社能力向上プロジェクト」、JICA(2010)

ルワンダ支援の重点分野に含まれていないガバナンスは米国、ベルギー、オランダ等が、民間セクター開発は米国、オランダ、ドイツ、AfDB、保健は米国、ベルギー、グローバルファンド等が担っている。他ドナーの対ルワンダODA動向の詳細は別冊1-4に示す。

他ドナーと比較して日本が優位性を発揮している取組は、次のとおり。

#### (a) スキームの組み合わせによる相乗効果の発揮<sup>42</sup>

運輸交通及び貿易円滑化(国境管理)分野における二国間ドナーによる支援として、無償資金協力、技術協力及び円借款の3スキームを持ち合わせているのは、日本のみである<sup>43</sup>。

無償「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」を実施し、タンザニアとの国境に位置するルスモの国際橋及びワンストップ・ボーダーポスト(OSBP)施設を整備した。その後、当該整備によって同国境を通過し中央回廊を経由する車両交通量の増加等によって道路への負荷が大きくなった。そのため、円借款で、ルワンダからタンザニアのダルエスサラーム港に至る中央回廊に位置するルスモ-カヨンザ区間道路、中央回廊からキガリ方面やブルンジ、コンゴ民主共和国に通じるンゴマ-ラミロ区間の道路整備事業を行っている<sup>44</sup>。また、OSBP施設の運営能力向上や税関の能力向上に資する技術協力を行っている。

これら協力を通じ、ルスモ国境における車両の通行規制の緩和、通関・越境手続きの円滑化及び効率的な国境手続きのための能力改善に貢献しており、ひいては、貿易円滑化への貢献が期待される。



写真 1 ルスモOSBP施設内の様子  
(東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト・JICA専門家提供)

#### (b) 現地の実態に即した実践的な協力<sup>45</sup>

日本の技術教育・職業訓練やICT分野における、技術協力専門家派遣や技術協力プロジェクトを通じた、現地の実態に即した実践的な協力は、ルワンダ側から評価されている。

ICT分野の技術協力専門家<sup>46</sup>は、第3期国家ICT戦略・計画(2011-2015)の策定とともに、ルワンダICT商工会議所、Kラボ及びFabラボ<sup>47</sup>の設立を支援した。ICT商工会議所は、ルワンダ

「事業事前評価表:変電及び配電網整備計画」、JICA(2012)「事業事前評価表:トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト フェーズ2」

<sup>42</sup> JICAアフリカ部アフリカ第一課へのインタビュー、無償「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」2017年度外部事後評価報告書、「東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力強化プロジェクト」終了時評価調査結果要約表(案)より。

<sup>43</sup> 世界銀行、AfDB等の多国間ドナーは有している。

<sup>44</sup> ルスモ-カヨンザ区間道路改良計画、ンゴマ-ラミロ区間道路改良計画。

<sup>45</sup> JICAルワンダ事務所、ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト・日本人専門家、ルワンダICT商工会議所、Kラボ、トゥンバ校高等技術専門学校強化支援プロジェクト フェーズ2・日本人専門家へのインタビューより。

<sup>46</sup> 情報技術(IT)人材育成アドバイザー(2010-2011)、国家ICT戦略・計画 実施支援アドバイザー(2011-2012)、ICT政策及び民間セクター開発アドバイザー(2013-2016)。

<sup>47</sup> ICT商工会議所:ルワンダのICTセクターを民間の立場で統括、Kラボ:ルワンダの若者を中心としたICT起業家・スタートアップ

のICT企業の情報交換の場かつ当該企業と外国企業の橋渡しの場になっているほか、Kラボは、ルワンダにおいて初めて設置された、起業家やスタートアップ企業が集い、情報収集や意見交換をするラボであり、象徴的な場所となっていて、その後、類似のラボが設立されるなど、ICTを中心としたビジネスやイノベーションの促進に貢献している。また、ICT分野の技術協力プロジェクト<sup>48</sup>では、ルワンダ企業と日本企業間のビジネスマッチングや、ルワンダ企業と日本企業による実証事業支援の取組が行われている。こうした日本の取組について、ルワンダ側ICT関係者からは、他ドナーの専門家による助言などと比較して、試行的な取組支援も含めて実践的であり、評価するとの声が聞かれた。

トウンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト(フェーズ2)では、同校に研究・開発・生産ユニットを立ち上げ、教員および学生が実践的な経験を得られるよう、民間企業から受注した製品を制作したり、地域住民のニーズに応じた製品を開発したりするなどした。同校の10周年記念式典では、教育省大臣より「地元のニーズに沿った開発をしようという姿勢に感銘を受けた」というコメントがあり、地元のニーズに対応した開発など、実践的な取組は評価されている。

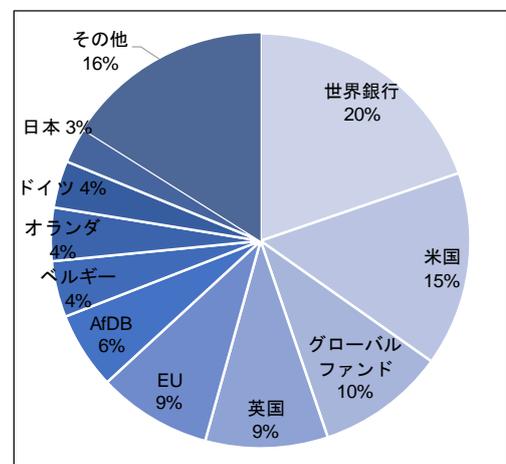
### 3-1-2 結果の有効性

本項目では、日本の対ルワンダODAの「結果の有効性」を評価することを目的として、あらかじめ設定した3つの検証項目((1) 日本のODAの実績と貢献(インプット)、(2)開発課題ごとの日本のODA実績と貢献(アウトプット、アウトカム)、(3)重点分野への支援の有効性(インパクト))について検証する。

なお、開発課題(小目標)や重点分野(中目標)について、定量的な目標値は設定されておらず、日本の支援による定量的なインパクトを検証することは困難であったことから、各開発課題に対する日本の支援実績(アウトプット)による貢献(アウトカム)を確認した後、重点分野との関連性を確認するほか、実施案件の当初目的の達成状況を確認することで、日本の対ルワンダODAの結果、設定した目標の達成にどの程度貢献したか、検証した。

#### (1) 検証項目1:日本のODAの実績と貢献(インプット)

2010年から2018年の二国間及び多国間ドナーによる対ルワンダODA実績(累計、支出総額)のドナー別割合を図5に示す。世界銀行が1位で1,973百万米ドル(20%)であり、米国の1,518百万米ドル(15%)、グロー



(出所) Creditor Reporting System (経済協力開発機構(OECD),2020) より、評価チーム作成  
(注)累計、支出総額、名目値

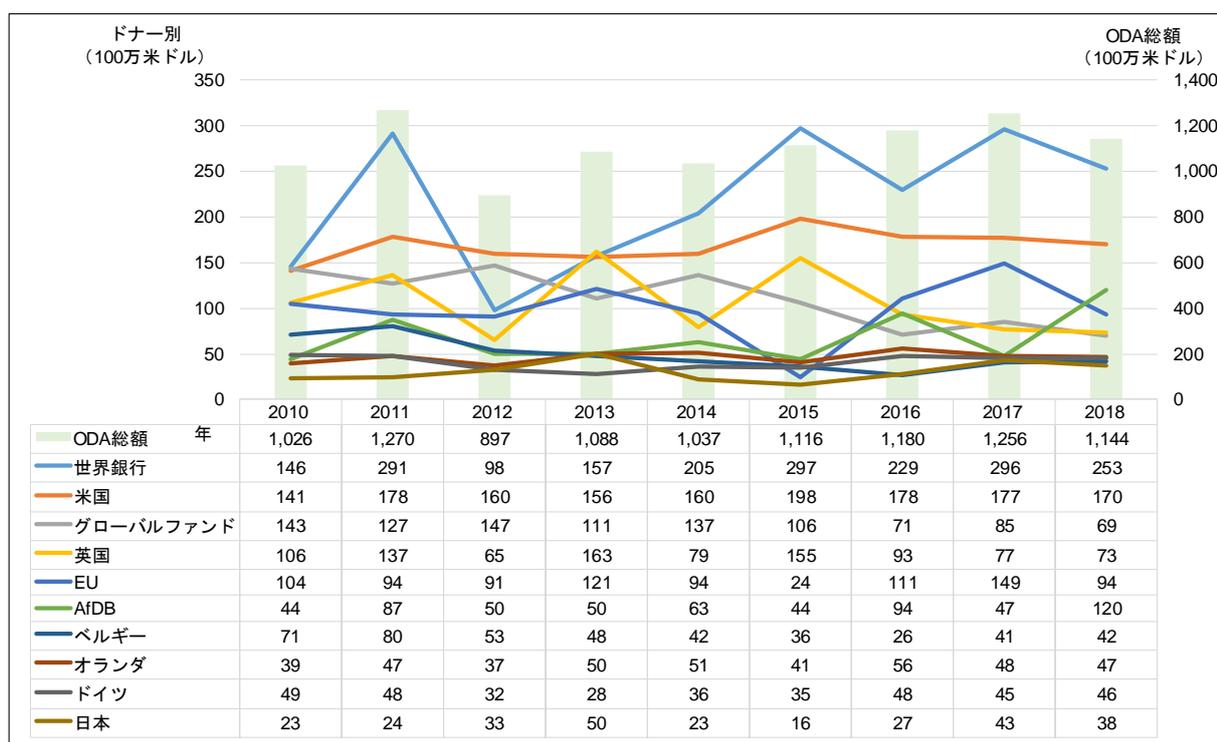
図5 対ルワンダODA累計額(2010~2018年)のドナー別割合

企業が集い、情報収集や意見交換をする場、Fabラボ:ルワンダのICT起業家・スタートアップ企業が自らのアイデアを形にする場(躍進するルワンダのイノベーション企業30社(JICA/ルワンダ国ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト、2019年)より)。

<sup>48</sup> ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト。

バルファンドの996百万米ドル(10%)、英国の947百万米ドル(9%)、欧州連合(EU)の882百万米ドル(9%)と続く。日本は277百万米ドル(3%)であり、10位に位置する。

2010年から2018年にかけての対ルワンダODA実績の年毎の総額と、同期間の累計金額上位10ドナーのODA金額(支出総額)の推移を図 6に示す。当該ODAの総額は、年によって変動はあるもののほぼ横ばい傾向にある。うち、世界銀行は、約150百万から300百万米ドルと年によって変動がある一方、米国は約140百万から200百万米ドルとほぼ横ばいにあるなど、ドナーによって、変動幅には違いがある。これに対し日本は、対象期間は約15百万から約50百万米ドルの実績であり、年によって増減があるが、表 6のとおり、各年のODA総額の2から5%程度で、他ドナーと比較するとやや小規模であるものの、一定の貢献をしている。



(出所) Creditor Reporting System (OECD,2020) より、評価チーム作成、(注)支出総額、名目値

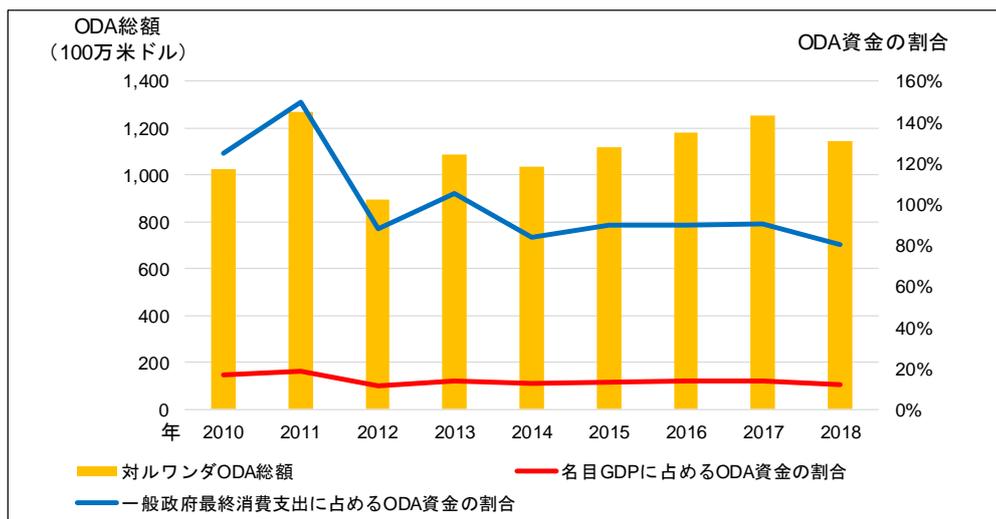
図 6 対ルワンダODA実績の総額及び累計金額上位10ドナーのODA金額(2010~2018年)の推移

表 6 対ルワンダODA総額に占める日本のODA金額の割合

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
割合(%)	2.2%	1.9%	3.7%	4.6%	2.2%	1.5%	2.3%	3.5%	3.3%

(出所) Creditor Reporting System (OECD,2020) より、評価チーム作成、(注)支出総額、名目値

ルワンダの名目国内総生産(GDP)に占めるODA資金の割合は12から18%、一般政府最終消費支出に占めるODA資金の割合は80から150%程度であるため、ODA資金がルワンダ財政に与える影響は大きい(図 7)。



(出所) Creditor Reporting System (OECD, 2020), World Development Indicators (World Bank, 2020年9月8日更新) より、評価チーム作成

(注) ODA: 支出総額(名目値)、一般政府最終消費支出(名目値): 政府資本形成の一部である政府軍事費は除く

図 7 ルワンダの名目GDP及び一般政府最終消費支出に占める対ルワンダODA金額の割合の推移(2010~2018年)

## (2) 検証項目2: 開発課題ごとの日本のODA実績と貢献(アウトプット、アウトカム)

日本政府は、多様なスキームを活用しつつ、日本の対ルワンダ国別開発協力方針の各開発課題に対し、着実に支援を実施しており、貢献を果たしている。日本の対ルワンダODAの主な実績と貢献は表 7のとおり。実績と貢献の詳細は、別冊2-1-2に示す。

表 7 日本の対ルワンダ国別開発協力方針の各開発課題に対する日本のODAの主な実績と貢献 (2010~2019年度)

開発課題	分野	主な実績(活動、アウトプット)	主な貢献(アウトカム)
運輸交通・貿易円滑化・電力の整備	運輸交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【無償】ルスモの国際橋・OSBP施設の整備</li> <li>・【無償(N連)】若者グループ368名への土のう技術を使用した道路補修訓練実施、道路2,247mの補修、道路整備組合登録(15グループ: 登録完了)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルスモ国境における車両の通行規制の緩和と通関・越境手続きの円滑化</li> <li>・若者グループによる道路舗装技術の習得、道路の通行性の向上</li> </ul>
	貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【技プロ】ルスモOSBPマニュアルの整備、国境関連省庁職員等への国境管理(OSBP、セキュリティ)研修実施、ルスモ・ガトウナ/カトウナ国境会議開催、税関職員マスタートレーナー(関税評価・商品の名称及び分類についての統一システム(HS)<sup>49</sup>分類、情報分析)育成、税関職員・通関業者への関税評価・HS分類等研修実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国境関連省庁職員等のルスモOSBPマニュアルに沿った国境管理能力強化、税関職員・通関業者の税関・通関に係る能力向上 →ルスモ国境における効率的な国境手続きのための能力改善</li> </ul>

<sup>49</sup> 「HSIに関する国際条約」は、1988年1月発効。同付属書は、通称HS品目表と呼ばれ、あらゆる商品を組織的・体系的に分類するための品目表(財務省関税局ホームページ(HP)(2021年1月6日アクセス)より)。

開発課題	分野	主な実績(活動、アウトプット)	主な貢献(アウトカム)
	電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【無償】変電所6カ所(キガリ市:ジャバナ、ギコンド、ビレンボ、ンデラ、東部県:ムシャ、ルインクワブ)の設備の改修・更新・追加、開閉所2カ所(キガリ市:ムリンディ、カブカ)の設備整備、送電網1箇所(キガリ市)の設備整備、配電網(キガリ市、南部県フイエ郡)2カ所の設備の改修・拡張</li> <li>・【技プロ】電力設備の運営・維持管理の技術研修マニュアル・教材の整備、技術研修を実施する主任トレーナー・主任エンジニアへの研修実施、配電網の地理情報システム(GIS)データベースの構築</li> <li>・【開発調査型技術協力】電力開発計画の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力供給の安定化、電化率の向上</li> <li>・電力設備(送配電網等)の運営・維持管理の改善</li> </ul>
農業の高付加価値化・ビジネス化の促進	農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【無償】灌漑施設の整備・改修(東部県ンゴマ郡、ルワマガナ郡)</li> <li>・【無償】肥料2,101MTの供与</li> <li>・【技プロ】市場志向型農業普及パッケージ教材(①園芸:園芸栽培、マーケティング、稲作栽培、組織強化・ジェンダー、②稲作:栽培、灌漑)の改訂、ルワンダ農業局職員への講師養成研修(ToT)・ワークショップの実施(累計332名)、組合への研修・ワークショップ実施(①園芸:直接30組合・累計3,763名、間接202組合、②水稲:直接6組合・累計6,574名、間接16組合・累計6,263名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象組合員による市場志向型農業普及パッケージ技術の実践</li> <li>→事業対象組合の農業収入の向上</li> </ul>
安全な水・衛生の供給	水・衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【無償】湧水取水施設4基、深井戸施設3基、送配水施設、給水施設(公共水栓)75基の建設(東部県カヨンザ郡、ンゴマ郡、ガツィボ郡)</li> <li>・【草の根・人間の安全保障無償】給水場25箇所、公共給水ポイント1基、雨水貯留タンク30箇所、集水室1室、バルブ室6室、ろ過施設1箇所、貯水槽4箇所、圧力調整槽1槽、配水管14.6km(東部県ブゲセラ郡、南部県ムハンガ郡・カモニ郡)</li> <li>・【技プロ】地方給水施設維持管理フレームワークを包括する技術文書・11文書(ガイドライン、標準文書、研修モジュール等)の開発・改訂、研修実施(水衛生公社地方給水衛生局:累計240名、郡・民間事業者:累計494名、水利用者組合:累計321名)、全国27郡の給水システム台帳・GISマップの整備、給水システム毎の運営維持管理マニュアル整備(63システム)、委託契約管理のポータルサイト・データ共有プラットフォームの整備、水道メータ・塩素消毒施設設置(8カ所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水衛生公社地方給水衛生局・民間事業者・水利用者組合の能力向上、地方給水の委託契約管理システムの改善</li> </ul>
人材育成及び科学技術イノベーションの促進	人材育成全般 基礎教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ABEイニシアティブ】日本の大学へ留学(43名)</li> <li>・【草の根・人間の安全保障無償】小学校1校の増築</li> <li>・【技プロ】前期中等教育における校内現職教員研修導入ワークショップ教材・資料の作成・改訂及び実施、同研修ニュースレターの作成</li> <li>・【技プロ】初中等学校教員・地方教育行政官向け新カリキュラム研修の教材開発及び研修実施(国家・地区研修講師候補者:241名)、同オンラインアセスメントコースの開発・試行、モデル校6校における授業研究(教師86名参加)・同経験共有ワークショップ・Open Dayの実施、郡継続的職能開発委員会のオリエンテーション・問題分析ワークショップマニュアル開発・実施(15郡)及び同全国大会開催、郡/地区継続的職能開発委員会統一オンラインモニタリングシステムの開発・運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成</li> <li>・新カリキュラム研修講師・初中等学校教員の同カリキュラムに基づく授業実践の理解度向上</li> <li>・教員の継続的職能開発への参加率増加</li> <li>・モデル校における新カリキュラムに基づく授業の実施強化(授業案の改善、自由回答式質問の多用等)</li> </ul>
	技術教育・職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【無償(N連)】ガチュリロ職業訓練センター(キガリ)における洋裁訓練コースの新設、工業用電動ミシン13台供与、洋裁テキストブックの制作、ミシンメンテナンス講習、現地洋裁専門家へのToT、洋裁技術習得訓練(修了生:120名)</li> <li>・【草の根・人間の安全保障無償】技術学校校舎1箇所(10教室)、職業訓練校1箇所(5教室)、職業訓練センターの寄宿舎1箇所の建設(北部県ガケンケ郡、南部県ムハンガ郡・ルハンゴ郡)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地洋裁専門家育成→ガチュリロ職業訓練センターにおける継続的な訓練コース提供</li> <li>・訓練生による技術習得、組合結成</li> </ul>

開発課題	分野	主な実績(活動、アウトプット)	主な貢献(アウトカム)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・【技プロ】トゥンバ高等技術専門学校: 機材整備、教職員への研修実施(ルワンダ国内: 累計181名、本邦: 6名、第3国: 7名、長期: 1名)、研究・開発・生産ユニットの設立・ガイドライン策定・活動実施、年間活動計画の策定・実施・レビュー、学校運営有効性調査・卒業生追跡・雇用満足度調査実施、資機材管理マニュアル作成・ソフトウェア開発・研修実施、インキュベーション・キャリアサポートセンター設置/ガイドライン策定、起業家育成コース開始、国定起業家育成教材開発・パイロット授業実施、企業内研修ガイドライン改訂、グッドプラクティス文書作成</li> <li>・【技プロ】技能訓練センター11箇所の訓練環境の整備(バリアフリー化10箇所、校長・講師へのコンサルテーション会議・研修会)、障害者(元戦闘員含む)への技能訓練の実施(1,545名)、スターターキット<sup>50</sup>の配布、技能訓練用マニュアル(訓練前・中・後の活動、バリアフリー化活動、障害者に対する意識向上活動等)作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トゥンバ高等技術専門学校: 実践的技術教育・起業及びキャリア支援の実施体制整備、学校運営の改善、実践的技術能力を有する人材の育成</li> </ul>
	ICT	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【専門家】第3期国家ICT戦略・計画(2011-2015)の策定、ICT商工会議所の設立、Kラボ・Fabラボの設立</li> <li>・【草の根技術協力事業】ICT技術者養成コース3回実施(受講者48名)</li> <li>・【技プロ】起業家支援プログラム: 250スタートアップの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT技術者・起業家育成</li> </ul>
その他	保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【草の根・人間の安全保障無償】産科棟1棟の建設、医療機材・備品(1インファントウオーマー、2医療品保管棚、2分娩台、5ファウラーベッド、10フラットベッド)の供与</li> <li>・【国際機関拠出金】エボラウイルス等感染症対応: 国家公衆衛生緊急運営センターの運営、エボラ監視・国境スクリーニングの標準運用手順書の配布、ルワンダ・コンゴ民主共和国間の国境を越えたエボラ監視等のためのロードマップ策定・会議実施、医療従事者45名へのエボラ監視ToT研修実施、入国地点6箇所におけるサーモグラフィ・手洗い設備付シェルター建設、検査施設の専門家160名へのエボラ検体の取り扱い研修・認定、検査施設の資機材整備、3病院の隔離ユニットの改修、迅速対応チームの訓練(8病院416名参加)、医療従事者117名への心理社会的支援研修、テレビ・ラジオ等を通じた啓発活動、保健ロジスティック研修(156名参加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラウイルス等の感染症の監視・検査・予防管理等の対応能力強化</li> </ul>
	難民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【国際機関拠出金】マハマ難民キャンプのブルンジ難民への食糧供与(2016年度案件: 56,142名)、子供・若者向けスペースの改善・運営(月平均12,476名利用)、子供の保護ボランティア66名への研修及びボランティアによる個別事例のフォローアップ、健康メッセージブックの配布・健康増進キャンペーンの実施(計50,000名以上)、乳幼児期の子どもの発達センター(常設)の拡張、多目的プレイパークの建設、子供のケアをする家庭ベースグループ(60)の設立・研修、難民を受け入れる地元学校へのICT教材供与、救急車や母子保健医療機材の供与、保健スタッフ等へのセクシャル・リプロダクティブヘルス研修、ジェンダーに基づく暴力に係る安全ルームの建設、セクシャル・リプロダクティブヘルス担当の助産師の配置、法的支援、ジェンダーに基づく暴力の予防・対応、虐待・搾取リスクのある子供の保護、ビジネススキル研修等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難民の保護・基礎的ニーズの充足</li> </ul>
	スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【草の根文化無償】空手練習用畳400枚、審判旗30本、得点板3台の供与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空手練習環境の改善</li> </ul>

(出所) 外務省/在ルワンダ日本国大使館/JICA HP(2021年1月20日最終閲覧)、本評価対象案件の案件概要表・事業事前評価表・完了報告書・終了時評価調査結果要約表・外部事後評価報告書・事後状況調査シート、JICA専門家へのインタビューなどに基づき、評価チーム作成

(注1) 2010年度から2019年度に開始した日本の対ルワンダODA案件を対象とした。

(注2) N連: 日本NGO連携無償資金協力、技プロ: 技術協力プロジェクト、専門家: 技術協力専門家派遣

<sup>50</sup> 訓練中または訓練終了後に修了生個人または組合単位に提供される機材で、訓練終了生が仕事を開始できるように供与する消耗品としての道具類。

本評価対象案件について、当初目的の達成状況を確認した。事業完了時点では検証できない目標・指標などもあったものの<sup>51</sup>、完了報告書や終了時評価表、事後評価報告書などから確認できる範囲で、達成/達成見込み/ほぼ達成/有効性・インパクトが高い/おおむね高い/比較的高い/やや高いとしている/判断する案件に「○」を、有効性・インパクトが中程度としている/判断する案件に「△」を付し、表 8に、日本の対ルワンダ国別開発協力方針の開発課題ごとの当該割合を示した。各案件の当初目的の開発課題ごとの達成率は、「○:達成(達成見込み)・高い」が83%~100%、「△:中程度」が0%~17%となっており、各案件が当初設定した目標達成への貢献度は高い。

表 8 日本の対ルワンダ国別開発協力方針の重点分野/開発課題ごとの個別案件の当初目的達成状況

重点分野	経済基盤整備 (運輸交通・貿易 円滑化・電力)	農業開発 (高付加価値化・ ビジネス化)	社会サービスの 向上(安全な水・ 衛生サービスの 持続的な提供)	成長と雇用創出 を支える人材育 成(科学技術教 育・訓練)	その他
開発課題	運輸交通・貿易 円滑化・電力の 整備	農業の高付加価 値化・ビジネス化 の促進	安全な水・衛生 の供給	人材育成及び科 学技術イノベー ションの促進	その他
当初目的 達成状況 確認数	8件	5件	5件	12件	5件
当初目的 達成状況: ○(数)	7件	5件	5件	10件	5件
当初目的 達成状況: ○(割合)	87.5%	100%	100%	83%	100%
当初目的 達成状況: △(数)	1件	0件	0件	2件	0件
当初目的 達成状況: △(割合)	12.5%	0%	0%	17%	0%

(出所)本評価対象案件の案件概要表・事業事前評価表・完了報告書・終了時評価調査結果要約表・外部事後評価報告書・事後状況調査シートなどに基づき、評価チーム作成

(注1)(a) 時間的制約から実際にどのような支援が行われ、どのようなアウトプットが生じたのかの実績や、それによる貢献の詳細情報が入手できなかった案件、(b) 案件が実施中で実績・貢献が確定していない案件、(c) 完了報告書等の記述からは当初目的達成状況の確認が困難な案件は当該確認数に含めていない。全評価対象114案件中、確認できた案件は35案件(約3割)。

(注2) 事後評価が実施されている案件は、同評価における有効性・インパクトの評価結果、事後評価が実施されておらず終了時評価が実施されている案件は、同評価における有効性及びインパクトの評価結果を参照した。

(注3) 無償資金協力案件で、事後評価が実施されておらず完了報告のみの案件は、アウトカムは確認できず、アウトプットのみ確認に留まる。そのため、計画した主なアウトプットが産出されているものは、当初目的は達成見込みとして○と付した。

(注4) 案件ごとの当初目的達成状況は、別冊:添付資料3のとおり。○・△は各案件の良し悪しを示すものではなく、JICAや実施団体等が作成した完了報告書や終了時評価表、事後評価報告書等における有効性・インパクトの記述に基づき分類した。

### (3) 検証項目3:重点分野への支援の有効性(インパクト)

個別案件を通じた主なインパクトは、表 9の通り。

<sup>51</sup> 有償資金協力・無償資金協力は、事業完了時点では、各事業のアウトプットの産出までを想定し、事業完了2~3年後時点で、各事業の目的を含む直接アウトカムの発現を想定する場合が多い。技術協力プロジェクトは、事業完了時点で、各事業のアウトプット及び、各事業のプロジェクト目標を含む直接アウトカムの発現を想定し、事業完了2~3年後時点で、各事業の上位目標を含む中間アウトカムの発現を想定する場合が多い(JICA事業評価ハンドブック(Ver.1.1)(JICA、2016年)より)。

表 9 日本の対ルワンダODA(2010～2019年度)による主なインパクト

開発課題	分野	主なインパクト
運輸交通・貿易円滑化・電力の整備	運輸交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央回廊利用車両の相対的増加</li> <li>若者グループ(道路整備組合)による道路補修事業受注等を通じた収入創出</li> </ul>
	貿易円滑化・治安対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>通関・越境手続きの円滑化</li> </ul>
	電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模停電リスクの回避/電化→生活の改善(情報アクセスの向上等)、行政サービスの効率化、医療サービスの向上、教育の質向上、経済活動の活性化</li> </ul>
農業の高付加価値化・ビジネス化の促進	農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>園芸・稲作組合員の生活改善(栄養改善、医療保険加入、貯蓄、組合内ローン等)、生計向上(小規模家畜の飼育、移動式ポンプの購入、農地購入等)</li> <li>稲作組合の活動推進(土地購入→組合事務所や不動産ビジネス用の家の建設、融資システムの構築、事務機器調達、組合職員の雇用)</li> </ul>
安全な水・衛生の供給	水・衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約管理に基づく地方給水の運営維持管理体制の改善</li> </ul>
人材育成及び科学技術イノベーションの促進	基礎教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル校生徒の学習プロセス・学力の改善</li> </ul>
	技術教育・職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練修了生の雇用創出・収入創出</li> <li>障害を持つ訓練修了生の家族・コミュニティとの関係改善</li> <li>事業対象の技能訓練センターを活用した障害者への技能訓練の実施</li> <li>事業導入コンポーネント(研究・開発・生産、キャリア支援)に関わる部署の技術教育・職業訓練機関:ルワンダ・ポリテクニクへの設置</li> </ul>
	ICT	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT・起業・ビジネスの推進</li> </ul>

(出所)本評価対象案件の案件概要表・事業事前評価表・完了報告書・終了時評価調査結果要約表・外部事後評価報告書・事後状況調査シート、JICA専門家へのインタビューなどに基づき、評価チーム作成。

(注)2010年度から2019年度に開始した日本の対ルワンダODA案件を対象とした。

◇ **経済基盤整備(運輸交通・貿易円滑化・電力):**

上述の運輸交通、貿易円滑化及び電力に関わる支援を通じ、持続的経済成長の基盤として、道路の通行性の向上、通関・越境手続きの円滑化、電力供給の安定化及び電力率の向上に貢献している。

◇ **農業開発(高付加価値化・ビジネス化):**

上述の農業に関わる支援を通じ、農業開発に資する、市場志向型農業の普及を通じた農家の生計向上及び稲作組合の活動に貢献している。

◇ **社会サービスの向上(安全な水・衛生サービスの持続的な提供):**

上述の水・衛生に関わる支援を通じ、社会サービスの向上(安全な水・衛生サービスの持続的な提供)に資する、委託契約管理に基づく地方給水の運営維持管理体制の改善に貢献している。

◇ **成長と雇用創出を支える人材育成(科学技術教育・訓練):**

上述の基礎教育、技術教育・職業訓練及びICTに関わる支援を通じ、成長と雇用を支える、生徒の学力改善に資する授業の実施強化、技術教育・職業訓練体制整備を通じた人材育成、ICT・ビジネス・起業の促進に貢献している。

以上のとおり、日本の対ルワンダ国別開発協力方針の重点分野である「経済基盤整備」、

「農業開発」、「社会サービスの向上」、「成長と雇用創出を支える人材育成」に向けた、アウトカムやインパクトが発現している。

また、日本の対ルワンダ国別開発協力方針の開発課題は重点分野と対象案件が一致するため、当該重点分野ごとの本評価対象案件の当初目的の達成状況は表 8のとおり。当該達成率は開発課題と同じく、「○:達成(達成見込み)」が83%~100%、「△:中程度」が0%~17%となっており、各案件が当初設定した目標達成への貢献度は高い。

日本の対ルワンダ主要ODA供与分野において、当該分野の対ルワンダODA総額(2010~2018年、累計)に占める日本のODA供与額の割合と順位を表 10に示す。給水・衛生分野及び通信分野では、日本のODA供与額の割合は各々13%であり、上位2番目及び3番目に位置している一方、その他分野では10%未満であり、供与額上位4位以下となっており、他ドナーと比較すると小規模であるものの、一定の貢献をしている<sup>52</sup>。

表 10 日本の対ルワンダ主要ODA供与分野における対ルワンダODA総額に占める日本のODA供与額の割合、ODA供与額の二国間・多国間ドナーにおける日本の順位(2010~2018年)

分野	運輸・保管	エネルギー	農林水産	給水・衛生	教育	通信	人道支援	社会保護
ODA総額(百万米ドル)	488	939	1,011	265	861	47	254	512
日本のODA供与額(百万米ドル)	39	55	39	34	35	6	22	11
ODA総額に占める日本のODA供与額の割合	8%	6%	4%	13%	4%	13%	9%	2%
ODA供与額の二国間・多国間ドナーにおける日本の順位	4位	4位	7位	2位	7位	3位	4位	4位

(出所) Creditor Reporting System (OECD,2020) より、評価チーム作成

(注) 支出総額

また、日本の対ルワンダODA主要分野について、その小分野の対ルワンダODA総額(2010~2018年、累計)に占める日本のODA供与額の割合と順位を表 11に示す。日本が10百万米ドル以上を供与し、その割合が15%以上を占める小分野は、農業水資源(15百万米ドル、17%、2位)、基礎的な飲料水供給(18百万米ドル、93%、1位)、援助調整・支援サービス(13百万米ドル、39%、2位)であり、当該分野における貢献度は高い。また、日本のODA供与額が10百万米ドル以下と小規模ではあるが、当該分野に占める割合が比較的高く、上位に位置する小分野として、農業サービス、河川流域開発、通信政策・行政管理、通信、ラジオ/TV/印刷媒体、復

<sup>52</sup> 本評価報告書・評価結果概要(開発の視点からの評価)に記載のように、結果の有効性の検証項目3:重点分野への支援の有効性について、日本の対ルワンダ国別開発協力方針の4重点分野に向けたアウトカムやインパクトが発現しており、日本の対ルワンダODAの各案件が当初設定した目標達成への貢献度は高い一方、表 10のとおり、日本の対ルワンダ主要ODA供与分野における日本のODA供与額は他ドナーと比較すると小規模であることを踏まえ、サブレーティングは「b:中程度」とした。一方、表 11のとおり、小分野によっては、ODA総額に占める日本のODA供与額の割合が高い分野もある。日本のODAの重点分野(中目標)や開発課題(小目標)について、日本が貢献することを期待する内容をより具体的に記載することで(特に貢献を期待する小分野を示すなど)、目標が明確化し、先ほどの例のように、小分野におけるODA総額に占める日本のODA供与額の割合が高い場合、当該関連分野における重点分野/開発課題への支援の有効性が高いと評価することも可能となる可能性もあるなど、国別評価のように事後的な評価において、有効性の検証がしやすくなる可能性もある。

旧・復興が挙げられる<sup>53</sup>。

表 11 日本の対ルワンダ主要ODA供与分野の小分野毎の対ルワンダODA総額に占める日本のODA供与額の割合、ODA供与額の二国間・多国間ドナーにおける日本の順位(2010～2018年)

分野	小分野	ODA総額(百万米ドル)	日本のODA供与額(百万米ドル)	ODA総額に占める日本のODA供与額の割合	ODA供与額の二国間・多国間ドナーにおける日本の順位
運輸・保管	運輸政策・行政管理	50	1	1%	6位
	道路輸送	436	38	9%	4位
エネルギー	エネルギー政策	180	12	6%	3位
	発電:再生可能エネルギー源	139	0.5	0.3%	14位
	配電	617	43	7%	4位
農林水産	農業政策・行政管理	229	12	5%	6位
	農業開発	433	6	1%	10位
	農地資源	39	3	7%	3位
	農業水資源	88	15	17%	2位
	農業サービス	9	2	25%	2位
給水・衛生	給水・衛生:大規模システム	49	9	18%	3位
	給水:大規模システム	16	2	10%	3位
	基礎的な飲料水供給・衛生設備	30	2	7%	3位
	基礎的な飲料水供給	19	18	93%	1位
	河川流域開発	4	3	72%	1位
教育	教育政策・行政管理	215	5	3%	6位
	初等教育	202	2	1%	7位
	中等教育	25	4	16%	3位
	職業訓練	148	3	2%	6位
	高等教育	160	21	13%	3位
通信	通信政策・行政管理	14	3	24%	2位
	通信	2	2	100%	1位
	ラジオ/TV/印刷媒体	1	1	52%	1位
人道支援	物資援助・サービス	108	2	2%	6位
	緊急食糧援助	101	5	5%	4位
	援助調整・支援サービス	34	13	39%	2位
	復旧・復興	3	1	34%	2位

(出所) Creditor Reporting System (OECD,2020) より、評価チーム作成

(注) 支出総額。小分野は、すべてではなく、日本のODA供与実績のある主な分野について記載。

### 3-1-3 プロセスの適切性

本項目では、日本の対ルワンダODAの「プロセスの適切性」を評価することを目的として、あらかじめ設定した3つの検証項目((1)日本の対ルワンダ国別開発協力方針策定プロセスの適切性、(2)日本の対ルワンダODA実施プロセスの適切性、(3)日本の対ルワンダODAの実施における協調・連携、配慮)について検証する。どのような体制・手続で策定・実施に至ったのかを確認した上で、そのプロセスにおける取組・アプローチが適切だったか、社会性・民族性への配慮がされていたかなど、政策の妥当性や結果の有効性を確保するような適切なプロセスが取られていたかについて検証する。検証内容の詳細は、別冊2-1-3に示す。

#### (1) 検証項目1:日本の対ルワンダ国別開発協力方針策定プロセスの適切性<sup>54</sup>

日本の対ルワンダ国別開発協力方針は、前回の対ルワンダODA政策策定(2012年4月)から約5年が経過した時期である<sup>55</sup>2017年7月に、ルワンダ政府の開発計画(ビジョン2020、

<sup>53</sup> 対ルワンダODA総額に占める日本のODA供与額の割合が20%以上で、上位2位までに位置する小分野。OECDのCreditor Reporting Systemにおいて、通信分野の小分野にICTがあるが、日本のODAは当該分野への供与はないことになっている。

<sup>54</sup> 外務省・在ルワンダ日本国大使館HP(2021年1月29日アクセス)、外務省国際協力局国別開発協力第三課、在ルワンダ日本国大使館へのインタビューより。

<sup>55</sup> 国別開発協力方針(本文)は、5年を目処に改定することとなっている(外務省提供「国別開発協力方針策定・改定マニュアル(2019年度版)(在外公館担当者向け)」より)。

NST1、EDPRS2等)、援助国間の役割分担及び在ルワンダ日本国大使館が日頃把握する開発ニーズ・ルワンダ政府の意見などを踏まえた上で策定された。同方針案に対し、現地において他ドナー・非政府組織(NGO)・企業など関係アクターとの意見交換の機会を設定されていなかったものの、ルワンダ政府からのコメント聴取並びに日本国内でのパブリックコメントを経て<sup>56</sup>策定され、外務省及び在ルワンダ日本国大使館HPに公開されている。以上を踏まえ、おおむね適切なプロセスが取られていたと言える。

## (2) 検証項目2:日本の対ルワンダODA実施プロセスの適切性

日本の対ルワンダODAの実施プロセスにおいて、基本的な実施体制の整備・運営と、ニーズ把握、日本の対ルワンダODA重点分野に基づく個別案件の実施、モニタリング・評価、広報が行われている。一方、広報の充実や説明責任の確保の観点から、国際機関拠出金及び草の根・人間の安全保障無償の情報公開が不十分である。また、EACやアフリカ大湖地域の事情等に関する政治・外交的観点の考慮が行われているが、そのことが必ずしも明確に示されていないなど、改善が望まれる点があった。

### (ア) 現地及び日本国内の対ルワンダODA実施体制の整備・運営状況<sup>57</sup>

現地ODAタスクフォースが設置されるほか、外務省国際協力局国別開発協力第三課及びJICAアフリカ部間の不定期の定例会(2~3か月に1回)が開催されるなど、日本のODA関係者による情報収集・共有の体制が整備されている。また、在ルワンダ日本国大使館及びJICアルワンダ事務所は、ルワンダ政府及びドナー等が参加する開発パートナーリトリート会合、開発パートナー調整グループ会合、セクター・ワーキング・グループ等に参加し、協議を行っている。

#### (イ) 支援先ニーズの継続的な把握状況<sup>58</sup>

在ルワンダ日本国大使館及びJICアルワンダ事務所を中心としたニーズ把握の取組が行われている。

#### (ウ) 国別開発協力方針に示された重点分野への取組やアプローチの実施状況

2010から2015年度にかけては、無償資金協力、技術協力及び国際機関拠出金を通じた支援が実施されてきた。一方、円借款については、国際通貨基金(IMF)による債務持続可能性分析における債務破綻リスクの評価が「中程度」であったことから供与を見合わせてきたが、2014年に同評価が「低い」になったことから、日本政府は、円借款を供与可能と判断した<sup>59</sup>。これを受け、2016年度より、ルワンダに対する円借款が再開した。

円借款について、AfDB及び世界銀行との協調融資による道路整備の事業<sup>60</sup>が計2件、栄養

<sup>56</sup> パブリックコメントを受けて、文章が修正されている(2017年度のパブリックコメント:いただいた御意見の概要と回答(外務省)より)。

<sup>57</sup> 外務省国際協力局国別開発協力第三課、在ルワンダ日本国大使館、JICAアフリカ部アフリカ第1課、JICアルワンダ事務所へのインタビューより。

<sup>58</sup> 在ルワンダ日本国大使館、JICアルワンダ事務所へのインタビューより。

<sup>59</sup> 外務省国際協力局国別開発協力第三課へのインタビューより。

<sup>60</sup> ルスモーカーコンザ区間道路改良計画(AfDB)、ンゴマーラミロ区間道路改良計画(世界銀行)。いずれもアンタイド。

改善の政策借款<sup>61</sup>が1件実施されている。円借款が供与可能となったことで、大規模な事業も支援可能となり、円借款を無償資金協力や技術協力と組み合わせつつ供与するなどしており、課題に対するアプローチの幅が広がった。日本は、ルワンダにおいて約30年間、円借款の新規案件形成をしていなかったため、円借款再開に際し、ルワンダにおいて経験とネットワークを持つ他ドナーとの協調融資を通じて、新規案件形成を行った<sup>62</sup>。また、栄養改善の政策借款は、TICAD7(2019年8月)におけるカガメ大統領訪日に間に合わせる形で、約10ヵ月という短期間で案件の構想から借款契約(L/A)締結に至ったものである。同借款では、農業政策アドバイザー(日本人専門家)やJICAルワンダ事務所が、ルワンダ側関係者と協議しながら、栄養を考慮した農業推進のための仕組み・計画づくりのほか、乳幼児ケアや保健分野の栄養活動を促進するためのマルチセクターアプローチの強化を支援している<sup>63</sup>。

個別の案件については、日本の対ルワンダODAの重点分野に基づき、形成・実施されてきている。

また、スキーム間連携として、3-1-1(3)(イ)(a)に記載のとおり、貿易円滑化に関わる連携が行われている。また、地方給水分野では、東部県を対象に、無償による給水施設整備、技術協力プロジェクト及びJICA海外協力隊による運営維持管理体制構築・改善支援が行われている。当該分野のJICA海外協力隊は、グループ型派遣による「水の防衛隊」として計36名<sup>64</sup>派遣され、隊員同士が効果的な活動実施のための学び合いの機会を設けている<sup>65</sup>。

地域事情の考慮<sup>66</sup>に関し、各国の在外公館が地域情勢(内政、近隣国との関係等)を収集し、外務省に共有するほか、個別案件の検討に際し、これら情勢や政治・外交的な観点が考慮されている。

具体的に形成された案件としては、EAC5か国<sup>67</sup>を対象とした税関・国境管理に関する技術協力プロジェクト<sup>68</sup>が行われている。同プロジェクトでは、関税同盟及び共通関税法を適用することとなっているEAC各国が税関について共同で学び合うことで、国際標準/地域標準に照らした自国の方法にかかる知識を深めることができるほか、ルスモ国境を接するルワンダ及びタンザニアの国境関係者合同の会議開催等を通じ、両国の国境関係者間の理解を深める取組が

<sup>61</sup> 農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款。

<sup>62</sup> JICAアフリカ部アフリカ第一課へのインタビューより。

<sup>63</sup> JICAアフリカ部アフリカ第一課、農業政策アドバイザーへのインタビューより。

<sup>64</sup> 2012～2019年度。JICA提供「2020年度グループ型派遣・各種連携 案件概要表 グループ名：水衛生改善支援(2020年)」  
「【ルワンダ】隊員情報詳細」より。

<sup>65</sup> 井戸の修理方法や水利用料金の徴収方法等に関わる活動状況を共有している。JICA海外協力隊へのインタビューより。

<sup>66</sup> 世界銀行では、政策/案件形成の際、地域レベルで考えていく方向にあるとのこと(世界銀行へのインタビューより)。例えば、JICAによる「ンゴマラミロ区間道路改良計画」は、世界銀行との協調融資(パラレル)であるが、世界銀行は、ルワンダ、タンザニア及びウガンダを対象としたLake Victoria Transport Programの一環として行っている(World Bank(2017) Project Appraisal Document, Lake Victoria Transport Program-SOP1、World Bank(2018) Regional Integration and Development Corridors in East and Southern Africa)。

<sup>67</sup> ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ。

<sup>68</sup> 東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト、東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト。

行われており<sup>69</sup>、EACにおける貿易円滑化への貢献が期待される。加えて、日本は、広域インフラに関わる専門家をEAC事務局に派遣し(2010-12、2012-13、2014-17、2019-21)、同専門家がEAC地域の情報収集・分析を行い、個別の案件形成において、同専門家が収集したEAC地域事情が反映されているほか、同専門家は上記技術協力プロジェクト関係者と情報共有を行っている<sup>70</sup>。

また、アフリカ大湖地域やルワンダ国内の事情を考慮し形成された案件として、国際機関拠出金によるルワンダ国内の難民支援や、元戦闘員を含む障害者に対する技能訓練・就労支援<sup>71</sup>が挙げられる。

## (エ) 政策の実施状況の定期的なモニタリング・評価・フィードバックの状況

個別案件の実施状況のモニタリングや、効果検証のための評価が行われている。

## (オ) 広報の実施状況

プレスリリースの発出やソーシャル・ネットワーキング・サービスを通じた、日本のODAに関する広報が行われており、現地の新聞記事などに掲載されている。

また、事業展開計画の最新版(2020年4月)について、日本語版は外務省HP及び在ルワンダ日本国大使館HPに公開され、英語版も在ルワンダ日本国大使館HPに掲載されている<sup>72</sup>。

一方、補正予算による国際機関拠出金及び草の根・人間の安全保障無償について、同様の広報が行われているものの、ルワンダに限らず、当該スキームによる日本のODA全体に共通する点も多いが、支援内容に関する情報公開が不十分であるなど、広報の充実や説明責任の確保の観点から、改善が望まれる点があった<sup>73</sup>。

その他、3-1-3(2)(ウ)に記載のとおり、日本の対ルワンダODAの個別案件の検討に際し、EACやアフリカ大湖地域の事情等に関する政治・外交的観点の考慮が行われ、日本の対ルワンダ国別開発協力方針においては、「開発協力のねらい」として、対ルワンダ支援は「大湖地域の安定」や「平和の定着」の観点からも意義が大きいと言及があるが、そうした地域事情等の考慮が行われていることが必ずしも明確に示されていない<sup>74</sup>。

<sup>69</sup> 東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト・日本人専門家へのインタビューより。

<sup>70</sup> 外務省国際協力局国別開発協力第三課及び外務省中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第二課提供情報、東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト・日本人専門家へのインタビューより。

<sup>71</sup> 障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト。

<sup>72</sup> 外務省・在ルワンダ日本国大使館HP(2021年2月22日アクセス)より。在ルワンダ日本国大使館インタビュー時(2020年11月)には、事業展開計画の最新版(2020年4月)(日・英)が同館HPに掲載されていなかったが、後に掲載された。

<sup>73</sup> 補正予算による国際機関拠出金について、案件名・実施機関名・金額・支援内容が外務省HPに掲載されていないほか、在ルワンダ日本国大使館HPに、引渡式記事などは掲載されているが、案件の基本情報や支援内容を含む一覧の掲載はない。草の根・人間の安全保障無償は、外務省HP上に、贈与契約(G/C)締結日、案件名、被供与団体名、金額などの一覧が掲載されているが、支援内容の記載はない。「同無償 見える化リスト」には支援内容の記載があるが、改善すべき点などがある案件は全て掲載されている一方、効果が現れている案件は代表例のみの掲載となっているため、全ての案件の支援内容が掲載されているというわけではない。在ルワンダ日本国大使館HPについても、同無償の署名式記事などは掲載されているが、案件の基本情報や支援内容を含む一覧の掲載はない。

<sup>74</sup> 日本の対ルワンダODAが、アフリカ大湖地域の安定や平和の定着にどのようにアプローチするのかや、日本の対ルワンダODA政策や個別案件の検討に当たって、どのような地域情勢の考慮がなされているか、公開情報や本評価における関係者

### (3) 検証項目3:日本の対ルワンダODAの実施における協調・連携、配慮

以下のとおり、他開発アクターとの協調・連携、社会性・民族性及び環境への配慮が行われている。

#### (ア) 他ドナー・国際/現地NGOや日本側関係機関等との協調・連携の状況<sup>75</sup>

ルワンダ政府が主導する援助協調の枠組みの下、在ルワンダ日本国大使館/JICALルワンダ事務所が他ドナーとの情報共有・意見交換・協議を行うほか、他ドナーやNGO(国際、現地、本邦)、ルワンダ及び日本の地方自治体、日本の大学、日本企業と連携した支援が行われている。

日本は、ルワンダの援助協調において、2014年から2020年4月まで水・衛生分野、2017年から現在までICT分野、2020年から現在まで運輸交通分野のリード・パートナーとして、ルワンダ省庁とともに、セクター・ワーキング・グループの共同議長を務めている。同グループでは、各セクターの次期戦略・計画や予算等について議論しており、日本は、共同議長を務めるセクターにおいて、ルワンダ省庁とともに議論のとりまとめを行っている。

他ドナーとは、JICAがAfDB及び世界銀行と道路整備事業の協調融資を行っている<sup>76</sup>。また、国際機関を通じた無償資金協力案件が計4件、国際機関拠出金案件が計10件実施されている。

ルワンダの地方自治体や国際・現地NGOが草の根・人間の安全保障無償を通じ、農業、水、基礎教育、技術教育・職業訓練及び保健分野等の事業を計34件実施しており、草の根レベルの基礎的ニーズ充足に対応している。また、ルワンダ空手連盟が草の根文化無償を通じ、空手器材整備事業<sup>77</sup>を実施している。

また、本邦NGOが日本NGO連携無償資金協力事業を計6件、本邦NGO、日本の大学及び地方自治体等が、草の根技術協力事業を計5件実施している。

ICT分野の技術協力プロジェクト<sup>78</sup>では、関連省庁や商工会議所などのICTセクター関係者、新たに参入するICT企業、投資家、教育機関等の国内外の多様な関係者が効果的・効率的につながりあい、新規ビジネスを立ち上げるための環境基盤となる「ICTイノベーションエコシステム」の強化を支援してきている。その中で、ルワンダ企業と日本企業とのネットワーキングや協働して実証事業を行う機会を設けており、日本企業からの学びの機会や、将来のビジネスパートナーとなりうる日本企業とのネットワーキングの機会について、ルワンダ側からの期待は高い<sup>79</sup>。また、ABEイニシアティブでは、日本の大学に留学するとともに、日本企業でのインターンシップを行っており、ルワンダにおける人材育成に貢献している<sup>80</sup>。

---

へのインタビューを通じて不明確であった。

<sup>75</sup> 外務省・在ルワンダ日本国大使館・JICA HP (2021年1月8日アクセス)、外務省提供「ルワンダ補正予算案件リスト(2016～2019年度)」、在ルワンダ日本国大使館・JICALルワンダ事務所へのインタビューより。

<sup>76</sup> AfDB: ルスモーカーカヨンザ区間道路改良計画、世界銀行: ゴマラミロ区間道路改良計画。

<sup>77</sup> 空手器材整備計画。

<sup>78</sup> ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト。

<sup>79</sup> ルワンダICT商工会議所、クラボへのインタビューより。

<sup>80</sup> ルワンダからのABEイニシアティブ受入れ: 43名(2014年度～2019年度)(外務省提供「対ルワンダ開発協力(2020年9月)」)。

ICT教育を専門にしている神戸情報大学院大学は、英語で学べるICTイノベーターコース(修士課程)を設置しており、ABEイニシアティブを通じ、ルワンダから25名の留学生を受け入れている<sup>81</sup>。また、同大学は、草の根技術協力事業<sup>82</sup>として、ルワンダにおいてICT技術者育成コース(6カ月)を3回実施し、計48名が受講した。同コースでは、同大学のABEイニシアティブ修了生であり同大学で教育手法を理解するとともに、その後に民間企業等に勤務しておりビジネス現場の経験を有する5名がファシリテーターとなっている<sup>83</sup>。これら取組を通じ、ICT分野の人材育成に貢献している。

JICA民間連携事業(2012～2019年度公示)として、日本企業によるルワンダにおけるビジネスモデル策定のための案件化調査やビジネス活動計画の実証・策定のための普及・実証・ビジネス化事業が計15件実施されている。事業内容としては、ICT立国を掲げるルワンダの特徴を踏まえ、ICTを活用した教育・保健分野等の事業がある。



写真 2 日本企業・株式会社さくら社の算数ソフトを活用した授業の様子

(さくら社提供)

#### (イ) 社会性・民族性及び環境への配慮<sup>84</sup>

個別案件の実施において、JICA環境社会配慮ガイドラインに沿って、当該調査が行われるほか、ルワンダ政府が当該対応を行っている。

また、本邦NGOによる道路補修事業<sup>85</sup>では、地方の若者グループに対し、現地資材を活用した道路補修訓練が行われ、当該グループによって道路整備組合が結成され、道路補修事業受注等を通じた収入創出が行われている。訓練参加者の選定に当たっては、地域に将来もとどまる予定でボランティア活動にも積極的に参加しているほか、経済的に困窮していることを主な条件にしていることから、参加者の多くは農地を持っておらず、生活保護の受給者も多い。このように、貧困層における収入創出に貢献している。

障害者支援に関わる技術協力プロジェクトが1件、技術協力専門家派遣が1件、草の根技術協力事業が1件行われている。

そのうち、元戦闘員を含む障害者に対する技能訓練・就労支援の技術協力プロジェクト<sup>86</sup>では、可能な限り障害種別で区別することなく訓練生を受け入れる方針とし、全盲、ろう者、精神障害者等も受け入れ、様々な障害を持つ方が参加しやすい工夫を取り入れつつ、職業訓練コ

<sup>81</sup> 第1バッジ(2014年度)～第6バッジ(2019年度)。神戸情報大学院大学へのインタビューより。ルワンダからのABEイニシアティブ留学生のうち約6割が同大学に留学。

<sup>82</sup> キガリを中心とした若手ICT人材育成事業。

<sup>83</sup> JICA、キガリを中心とした若手ICT人材育成事業・終了時評価表。

<sup>84</sup> 外務省・JICA HP(2021年1月21日アクセス)、JICAアフリカ部アフリカ第一課、障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト・日本人専門家、小規模農家市場志向型農業プロジェクト・日本人専門家、特定非営利活動法人道普請人へのインタビューより。

<sup>85</sup> 日本NGO連携無償資金協力:若者の持続的な雇用創出に向けた現地資材を活用した労働集約型未舗装道路整備事業。

<sup>86</sup> 障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト。

ースを提供した<sup>87</sup>。こうした取組を通じ、元戦闘員を含む障害者の収入創出に貢献するとともに、技能訓練センター職員やカウンターパート(C/P)であるルワンダ動員解除・社会復帰委員会(RDRC)の職員等は、障害者であっても社会・経済活動が出来るとの認識に変化した<sup>88</sup>。また、訓練生の選考に当たっては、障害に関わる医療スクリーニング・読み書きテストを実施の上、選考基準のボーダーラインにいる応募者を選考する際、女性・青少年などの社会的弱者になりやすい方々のほか、国軍、旧政府軍、民兵のバランスへの配慮が行われた。

農業分野の技術協力プロジェクト<sup>89</sup>では、男女間の活動負担の差の理解を促す、ジェンダー研修を行った。

無償による灌漑施設整備及び技術協力プロジェクトによる水利組合の能力向上支援<sup>90</sup>は、将来的な気候変動による降水量の変化に伴う農業生産への影響が緩和される可能性があることから、気候変動対策の適応策と位置づけられる。

### 3-2 外交の視点からの評価

#### 評価結果概要(外交の視点からの評価)

##### (1)外交的な重要性

日本の対ルワンダODAは、日本の外交政策である「国家安全保障戦略」に合致した取組である。また、TICADの基本原則と歩みを共にし、日本との二国間関係を深化させてきているルワンダは、二国間外交関係上、重要である。さらに、日本の対ルワンダODAは、アフリカ大湖地域の安定やルワンダにおける平和の定着、日・ルワンダ間の経済関係等の観点から、外交的意義を有する。

##### (2)外交的な波及効果

日本の対ルワンダODAを通じ、二国間関係の強化、親日家/知日派の醸成、ルワンダ-日本間の経済・友好関係促進といった外交的波及的効果が確認できるほか、貿易円滑化に向けた支援による地域の発展や、ルワンダ国内の難民支援及び元戦闘員を含む障害者支援によるルワンダにおける安定・平和の定着、ひいては地域の安定への貢献が期待される。また、感染症対策の支援を通じ、国境を越えた地域の課題である感染症の対応能力強化への貢献が期待される。

本節では、日本の対ルワンダODAに関し、外交の視点からの評価2基準(「外交的な重要

<sup>87</sup> ①コース開始の際、技能訓練センター・スタッフ全員に対し「コンサルテーションミーティング」を開催し、障害種別やその種別による対応等の基礎知識の講義の場(1日、実践と論理)を設けた(例:車いすで段差を超える場合の対応、精神障害者への接し方)、②裁縫コース:ルワンダでは当時、足踏みミシンが一般的であったが、車椅子利用者の方は使用が困難であったため、手漕ぎタイプや電動タイプのミシンをプロジェクトで購入費を補助、③視覚障害(盲者)の方は、田舎に住んでいて白杖の使用経験がなかった方がいたため、一部の当該訓練生に対し、職業訓練と平行して、ルワンダ盲連合(現地NGO)に白杖使用訓練を委託し実施、④ルワンダろう連合に委託し、ろう者のための手話通訳を6か月配置して職業訓練コースを実施(2センター)。

<sup>88</sup> 例えば、従来RDRCは重度障害者に対し住居・医療支援を行っていたが、生計向上支援は行われていなかった。同事業を通じ、重度障害者でも社会・経済活動が出来ること認識し、重度障害がある元戦闘員の居住区に、重度障害を持つ元戦闘員向けのリハビリ・生産総合センター(IRPWD)を設立した。同建物には、裁縫活動等生計向上活動や会合ができる場所、医務室、雑貨店等が入っている。

<sup>89</sup> 小規模農家市場志向型農業プロジェクト。

<sup>90</sup> ンゴマ郡灌漑開発計画、ルワマガナ郡灌漑施設改修計画、灌漑水管理能力向上プロジェクト。

性)、「外交的な波及効果)から評価する。

### 3-2-1 外交的な重要性

本項目では、日本の対ルワンダODAの「外交的な重要性」を評価することを目的として、あらかじめ設定した3つの検証項目((1)日本が掲げる外交政策を踏まえた対ルワンダODAの重要性、(2)ルワンダの二国間外交関係上の重要性、(3)その他对ルワンダODAの重要性)について検証する。

#### (1) 日本が掲げる外交政策を踏まえた対ルワンダODAの重要性

日本政府は2013年に「国家安全保障戦略」を策定している。同戦略は、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策に関する基本方針を定める文書であり、積極的平和主義の具体的内容を内外に示すものである。また、国家安全保障に関する基本方針として、ODA政策に指針を与えるものでもある。

日本の対ルワンダ支援は、同戦略において「IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ」として掲げられた内容に関連した取組を幅広く行っている。特に、「アプローチ5. 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化」について、国際開発目標であるMDSs・SDGsの達成に向けた支援、ルワンダが長期目標に掲げる持続的成長と貧困削減に寄与する開発課題への支援を実施してきた。さらに、同アプローチの開発途上国の人材育成に対する協力として、ABEイニシアティブやJICA本邦研修を通じて政府機関職員や若者等の能力強化にも積極的に取り組んできた。

#### (2) ルワンダの二国間外交関係上の重要性<sup>91</sup>

##### (ア) TICADの基本原則と歩みを共にするルワンダ

ルワンダ政府は、自らのオーナーシップの下、援助協調を主導して、国際社会とのパートナーシップの下での開発を推進し、高い経済成長率を維持している。こうしたルワンダ政府の取組は、アフリカのオーナーシップ及び国際社会とのパートナーシップを基本原則とするTICADの歴史や変革と歩みを共にしている。

また、カガメ大統領は、アフリカ連合(AU)総会の要請を受け、2017年1月、変化する情勢に対応して諸課題を解決するため、AUの組織改革に対する勧告案に関する報告書を提出しており、現在、同報告書を踏まえ、AU改革が進められている。

自らのオーナーシップの下で高い経済成長を維持し、アフリカの改革努力を後押しする、ルワンダ政府の取組を支援することは、アフリカの大陸全体の成長にとって重要である。

##### (イ) 二国間関係の深化

1960年代には、日本銀行からIMFに出向していた服部 正也氏が、6年間に亘ってルワンダ中央銀行総裁を務めていたなど、ルワンダ-日本の協力関係は歴史を有する。

<sup>91</sup> 外務省HP、本評価質問票への回答(外務省中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第二課)、在ルワンダ日本国大使館、初代在ルワンダ日本国大使へのインタビューより。

カガメ大統領は、大統領として計5回来日しており、2019年には、1月(実務訪問賓客)と8月(TICAD7)に2回来日し、安倍首相(当時)との首脳会談を実施するなど、ルワンダ―日本間の関係は深化してきている。

また、近年、日本とルワンダの間では、ルワンダの外務・協力EAC国務相、ICT相といった閣僚から、日本の日本AU友好議員連盟、地方自治体関係者等、幅広い層の活発な人的往来が行われている。

### (3) その他対ルワンダODAの重要性

上述の二国間外交関係上の観点以外の日本の対ルワンダODAの重要性を以下に示す。

#### (ア) アフリカ大湖地域の安定、ルワンダにおける平和の定着<sup>92</sup>

ルワンダでは、1994年の大虐殺の後、2000年に就任したカガメ大統領のリーダーシップの下、経済成長及び国民融和に向けた努力が継続しており、その結果、内戦からの復興を果たし、経済成長を遂げている。こうした状況を踏まえ、日本の対ルワンダ国別開発協力方針では、「内戦からの復興・経済成長のモデル国とも言えるルワンダを支援することは、依然として不安定な大湖地域の安定のためにも、「平和の定着」の観点からも意義が大きい」としている。

#### (イ) 日本―ルワンダ間の経済関係の強化

世界銀行のビジネス環境ランキングでは、ルワンダはサブサハラ・アフリカ地域の2位<sup>93</sup>に位置しているほか、ICT立国を掲げ、外国企業の誘致を行っており、外国企業の実証(PoC)等の場としても活用されている。

また、ルワンダに進出する日系企業は、0社(2010年10月1日)から27社(2019年10月1日)へと増加しており<sup>94</sup>、日本―ルワンダ間の経済関係は強化されてきている。

2014年8月及び2018年7月には、アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションがルワンダに派遣された<sup>95</sup>ほか、2019年1月には、カガメ大統領の訪日に際し、日本ルワンダ・ビジネスフォーラム(日本貿易振興機構(JETRO)と在京ルワンダ大使館主催)が開催され、約250人が参加した<sup>96</sup>。

### 3-2-2 外交的な波及効果

本項目では、日本の対ルワンダODAの「外交的な波及効果」の評価を目的に、(1)国際社会における日本の位置付け/アフリカ地域への波及効果、(2)二国間関係及び日本/日本国民への波及効果の2点から検証を行った。

<sup>92</sup> 外務省(2020)外交青書2020、外務省(2017)対ルワンダ国別開発協力方針。

<sup>93</sup> World Bank (2020) Region Profile of Sub-Saharan Africa, Doing Business.

<sup>94</sup> 外務省(2011)海外在留邦人数調査統計・平成23年(2011年)速報版(平成22年10月1日現在)、外務省(2020)海外進出日系企業拠点数調査・2019年調査結果(令和元年10月1日現在)。

<sup>95</sup> 外務省・在ルワンダ日本国大使館HP(2021年1月19日アクセス)。

<sup>96</sup> 外務省・JETRO HP(2021年2月2日アクセス)。

## (1) 国際社会における日本の位置付け/アフリカ地域への波及効果

### (ア) 貿易円滑化に向けた支援

表 12 貿易円滑化に向けた対ルワンダODA

形態	支援内容
無償	タンザニアとの国境に位置するルスモの国際橋及びOSBP施設の整備
円借款	中央回廊に位置するルスモの国際橋からルワンダ国内に通じるルスモ-カヨンザ区間、中央回廊からキガリ方面やブルンジ、コンゴ民主共和国に通じるンゴマラミロ区間の道路整備
技術協力	OSBP施設の運営能力向上や税関の能力向上

ルワンダ政府は、ビジョン2020では、貿易障壁の最小化のための地域的な経済統合、ビジョン2050では、輸出競争力及び貿易連結性の強化に言及しており、地域における経済的な連結性強化を進める政策を推進している<sup>97</sup>。これに対し日本は、貿易円滑化に向けた対ルワンダODAとして、表 12の支援を行ってきている。

ルワンダは内陸国であり、無償で整備したルスモ国際橋・OSBP施設、円借款で整備するルスモ-カヨンザ区間道路は、ルワンダからタンザニアを経てダルエサラム港に至る中央回廊に位置する。また、ンゴマラミロ区間道路は、中央回廊からキガリ方面やブルンジ、コンゴ民主共和国に通じる物流の要衝に位置する。

これら協力を通じ、ルスモ国境における車両の通行規制の緩和、通関・越境手続きの円滑化及び効率的な国境手続きのための能力改善に貢献しており、これによる道路輸送の円滑化及び貿易円滑化への貢献、ひいては地域の発展への寄与が期待される。

### (イ) ルワンダ国内の難民支援

日本政府は、補正予算による国際機関拠出金を通じた支援として、2016年度から2019年度にかけて、ルワンダ国内におけるブルンジ等からの難民支援を計8件実施してきている。支援内容は、難民キャンプにおける食糧支援、教育、保健、子供及び女性の保護等である。支援に当たっては、難民キャンプ内だけでなく、近隣住民が裨益する社会サービスの提供も行われている。こうした支援は、ルワンダ国内の安定、ひいては地域の安定への貢献が期待される。また、難民という最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳及び安全を確保するための人道支援であり、日本が推進する「人間の安全保障」実現のための取組である。

### (ウ) 元戦闘員を含む障害者への技能訓練支援<sup>98</sup>

2011年から2014年にかけて実施された元戦闘員を含む障害者への技能訓練支援<sup>99</sup>は、障害を持つ元戦闘員と一般障害者が共に技能訓練コースを受講し、学び合う形態であった。この取組を通じ、元戦闘員と一般障害者の相互理解が進み<sup>100</sup>、居住地の近い元戦闘員と一般障害者が共に組合を結成した事例もあった。

<sup>97</sup> Republic of Rwanda (2012) Rwanda Vision2020 Revised 2012、Ministry of Finance and Economic Planning, Rwanda (2015) Vision2050

<sup>98</sup> 障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト・2016年度外部事後評価報告書 (JICA)、同日本人専門家へのインタビューより。

<sup>99</sup> 障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト。

<sup>100</sup> JICA が実施したインパクト評価では、訓練受講生のなかでは旧政府軍のex-FAR への意識が大幅に改善することが明らかになった(非訓練生は37%がex-FAR に対しネガティブな印象を有しているのに対し、訓練生は20%のみ)。一方、ルワンダ国軍や民兵に対する意識については際立った相違がみられなかった。

また、元戦闘員においては、ルワンダ国軍、旧政府軍及び民兵という出自の異なる訓練生が共に学ぶ場を提供しており、訓練を通じて相互理解が進み、共に組合を結成した事例もあった。

このように、出自の異なる元戦闘員同士、元戦闘員と一般障害者間の相互理解促進に貢献しており、ルワンダにおける平和の定着、ひいては地域の安定への貢献が期待される。

## (エ) 感染症対策の支援

日本政府は、補正予算による国際機関拠出金を通じた支援<sup>101</sup>として、エボラウイルス等の感染症への対応能力強化支援(2018年度、2019年度)を2件実施している。2018年度の支援では、ルワンダ・コンゴ民主共和国間の国境を越えたエボラ監視等のためのロードマップ策定・会議実施なども行われ、エボラウイルス等の感染症の監視・検査・予防管理等の対応能力強化に貢献しており、国境を越えた地域の課題である感染症の対応能力強化への貢献が期待される。

また、新型コロナウイルス対策として、技術協力プロジェクト「ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト」において、フェイスシールド(3,000個)の製造を支援している。

## (2) 二国間関係及び日本/日本国民への波及効果

### (ア) 二国間関係の強化

カガメ大統領は、2019年1月・2019年8月に開催された日ルワンダ首脳会談及び日ルワンダ共同声明(2019年1月)において、東部県における給水支援、農業、ICT、起業、イノベーション、インフラ、電力分野における協力、ABEイニシアティブを始めとする人材育成、技能研修、教育への支援に対し、謝意を表明している<sup>102</sup>。このように、日本の対ルワンダODAは、ルワンダ-日本間の二国間関係の強化に貢献している。

### (イ) ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト

ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクトでは、ルワンダ企業の日本訪問(2回)、日本企業のルワンダ訪問(3回)のビジネスツアーを行い、日本・ルワンダ企業間の商談の機会を設けるなどしており、これら取組を通じ、ルワンダ企業・日本企業間のビジネス協力等に関わる17の覚書が締結されており<sup>103</sup>、日ルワンダ間の経済関係の促進に貢献している。

### (ウ) ABEイニシアティブ/JICA本邦研修

ABEイニシアティブを通じ、2014年度から2019年度にかけて、ルワンダより43名が日本の大学へ留学するほか、日本企業でのインターンシップに参加している<sup>104</sup>。ABEイニシアティブやJICA本邦研修に参加した帰国研修員は、本邦企業の在ルワンダ関連会社に就職したり、日本

<sup>101</sup> 国際機関拠出金「エボラウイルス及びその他の優先的公衆衛生緊急事態への準備の強化(世界保健機関(WHO))(2018年度)」「コンゴ民主共和国及びウガンダ共和国の国境におけるエボラの予防及び監視対策の改善(国際移住機関(IOM))(2019年度)」。外務省提供「ルワンダ補正予算案件リスト(2016~2019年度)」及び「エボラウイルス及びその他の優先的公衆衛生緊急事態への準備の強化(WHO)」最終報告書(WHO Country Office Rwanda, 2020年)より。

<sup>102</sup> 外務省HP(2021年1月19日アクセス)、外務省(2019)日ルワンダ共同声明(2019年1月)

<sup>103</sup> 覚書には、日本企業-ルワンダ政府間の覚書も含まれる。ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト提供「プロジェクトでの活動内容・実施状況及び現時点の成果」より。

<sup>104</sup> 外務省提供「対ルワンダ開発協力(2020年9月)」より。

企業によるJICA民間連携事業の現地パートナーとなったり、日本のODA事業・技術協力プロジェクトの現地スタッフとなったりするなど、日本とルワンダとの関係促進の一翼を担っている事例も確認されており、親日家/知日派の育成、日本の対ルワンダビジネスの促進及びルワンダ-日本間の経済関係促進に貢献している<sup>105</sup>。

また、JICA本邦研修有志が、2004年にルワンダJICA帰国研修員同窓会(JAAR)を設立した。JAARには、ABEイニシアティブ修了生も参加しており、在ルワンダ日本大使館やJICALルワンダ事務所とともに植林などの社会奉仕活動を行ったり、ABEイニシアティブ修了生の帰国報告会を開催したりしており、ルワンダ-日本間の友好関係促進に貢献している<sup>106</sup>。

## (エ) 神戸市<sup>107</sup>

ICT教育を専門にしている神戸情報大学院大学は、海外からの留学生を更に受け入れる方向性を検討しており、JICA関西に相談したところ、2000年代初頭からICTを国の発展の柱に掲げるルワンダの紹介を受け、JICAアフリカ部によるICTに関わる案件準備の調査団(2011年)に同大学の当時の学長・副学長が参加し、ルワンダを訪問した。

同調査団の調査結果を踏まえ、2012年からアフリカ8カ国対象のJICA課題別研修(政府高官向け、ICT活用した行政サービス向上)が開始され、同大学が実施することとなった。同研修の経験を踏まえ、同大学は、途上国からの留学生受け入れに関わる新たな方向性を打ち出し、2013年に英語で学べるICTイノベーターコース(修士課程)を開設した。同年、TICAD VでABEイニシアティブが発表されたところ、同大学は英語コースを開設していることもあり、同イニシアティブの第1バッチ(2014年度)より、ルワンダから留学生を受け入れてきている<sup>108</sup>。

一方、神戸市は、海外との連携・結びつきや海外展開、特にスタートアップ支援に注力しているところ、最後の市場と言われるアフリカからの留学生を多数受け入れている同大学の存在を認知し、同大学に関心を寄せ連携するに至った。

その後、神戸市は、2016年からルワンダとのICT分野の経済交流を進めており、経済・友好関係を強化してきている(表 13)。

その中で、神戸市と神戸情報大学院大学は、ルワンダにおける草の根技術協力事業(2017年

3月～2019年7月)を通じ、ルワンダのICT人材育成に取り組むほか、神戸市の経済ミッションと

表 13 神戸市とルワンダ間の交流

年月	交流内容
2016年5月	久元・神戸市長がルワンダを訪問。神戸市-キガリ市間のパートナーシップ共同宣言を締結
2018年3月	神戸市-ルワンダICT省とのパートナーシップ覚書締結
2019年1月	カガメ大統領と久元・神戸市長が対談
2019年1月	ルワンダICTイノベーション大臣が神戸を訪問

(出所)「BUSINESS GATEWAY TO AFRICA」パンフレット(神戸市)より、評価チーム作成

<sup>105</sup> レックスバート・コミュニケーションズ株式会社、音羽電機工業株式会社、ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクトへのインタビューより。

<sup>106</sup> 在ルワンダ日本国大使館HP(2021年1月7日アクセス)、在ルワンダ日本国大使館、JICALルワンダ事務所へのインタビューより。

<sup>107</sup> 神戸情報大学院大学へのインタビューより。

<sup>108</sup> 第1バッチ(2014年度)～第6バッチ(2019年度)にルワンダより計25名を受け入れ。

のマッチングを行い、同技術協力のICT技術者育成コースの受講生2名が、アフリカへの本格進出を検討している神戸のICT企業に就職した<sup>109</sup>。

#### (オ) 本邦NGOによる道路補修訓練事業<sup>110</sup>

本邦NGOが道路補修訓練を行った若者グループが結成した道路整備組合は、本邦NGOの英語略称(CORE)を用いてチームコアと呼ばれるなどしており、その中には、区事務所からの依頼を受けて豪雨による洪水発生が予想されたことからボランティアで排水溝施工を行ったり、車両通行が不可能だった場所の道路補修をしたりするなどして、区事務所から感謝状を贈られるなどしており、草の根レベルの親日感情醸成への貢献が期待される<sup>111</sup>。



写真 3 道路整備組合による排水溝施工のボランティア活動の様子  
(特定非営利活動法人道普請人提供)

## 第4章 提言と教訓

### 4-1 提言

#### 評価結果に基づく提言

- (1) 貧困層が裨益する開発の継続的な推進
- (2) アフリカ地域の情報通信技術(ICT)分野等の知識ハブを目指すルワンダの後押し
- (3) 日本企業等の多様なアクターとの連携促進
- (4) 東アフリカ共同体(EAC)地域全体の経済連携支援の強化
- (5) EACやアフリカ大湖地域等地域事情のより積極的な考慮と情報公開
- (6) 国際機関拠出金・草の根人間の安全保障無償に関わる情報公開促進

#### 評価調査の過程及び評価結果から抽出された教訓

- (1) スキームの組み合わせによる相乗効果の発揮
- (2) ICTやビジネス推進に資する分野での日本の企業や大学、地方自治体との連携による政府開発援助(ODA)を触媒とした日-被援助国間の関係強化

本評価結果に基づく提言は、以下のとおり。

#### (1) 提言1: 貧困層が裨益する開発の継続的な推進

ルワンダの1人当たり国民総所得(GNI)は830米ドル(2019年)<sup>112</sup>で、低所得国<sup>113</sup>であるほか、貧困率<sup>114</sup>は56.5%(2016年)とサブサハラ・アフリカ地域の41.7%(2016年)<sup>115</sup>より高く、ジ

<sup>109</sup> JICA、キガリを中心とした若手ICT人材育成事業・終了時評価表。

<sup>110</sup> 若者の持続的な雇用創出に向けた現地資材を活用した労働集約型未舗装道路整備事業。

<sup>111</sup> 特定非営利活動法人道普請人へのインタビュー、同法人提供「本評価インタビュー補足資料」より。

<sup>112</sup> アトラス方式(World Development Indicators (World Bank, 2020年12月16日更新)より)

<sup>113</sup> 世界銀行分類において、2019年の1人当たりGNIが1,035米ドル以下の国。全世界のうち、29カ国(World Bankホームページ(HP)(2021年1月6日アクセス)より)。

<sup>114</sup> 国際貧困ラインに基づく貧困率。世界銀行は、2011年の購買力平価(PPP)に基づき、国際貧困ラインを1日1.9米ドルと設定。

<sup>115</sup> World Bank, World Development Indicators(2020年12月16日更新)

二係数<sup>116</sup>は43.7%(2016年)とEAC<sup>117</sup>の中で2番目に格差が大きく<sup>118</sup>、貧困からの脱却が難しい地域・社会階層は無視できない規模で存在する。こうした状況において、ルワンダ政府は、長期ビジョンであるビジョン2050において、戦略的方向性の1つに「ルワンダ人の高い質・基準の生活」を掲げ、すべての人が開発の恩恵を受けることを目指すとしている<sup>119</sup>。

かかる状況を踏まえ、日本は、貧困層を含む多くの人々が裨益する水・衛生、教育などの基礎的サービスへのアクセス確保・質向上の支援や、ルワンダ人の61.7%(2020年)<sup>120</sup>が従事する農業分野の支援のほか、セーフティーネットを形成する観点からも、貧困層も含めた収入創出・雇用創出支援は引き続き重視すべきである<sup>121</sup>。また、かかる取組は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした危機に脆弱な人々の支援であり、「人間の安全保障」実現のための取組である。

## (2) 提言2: アフリカ地域のICT分野等の知識ハブを目指すルワンダの後押し

日本の技術教育・職業訓練やICT分野における、技術協力専門家派遣や技術協力プロジェクトを通じた、現地の実態に即した実践的な協力は、ルワンダ側から評価されている<sup>122</sup>。ICT分野では、起業家支援などの、ICTイノベーションエコシステムの強化を支援してきている<sup>123</sup>。一方、ルワンダ政府は、ビジョン2050において、イノベーションエコシステムへのでこ入れを通じた、高付加価値の技術分野における輸出志向の知識サービスを強化し、知識のハブになることを目指すとしている<sup>124</sup>。

こうした状況を踏まえ、これまでの日本の技術教育・職業訓練やICT分野の協力経験を活かし、ルワンダや日本の民間セクターと連携・協力しつつ、アフリカ地域への波及も含めた支援展開<sup>125</sup>を検討すべきである。

<sup>116</sup> 国内における個人または世帯所得が、完全に平等な状態からどの程度乖離しているかを示すもので、0の場合は完全に平等、100%の場合には完全に不平等を示す(世界銀行HP(2021年1月6日アクセス)より)。社会騒乱多発の警戒ラインは40%(通商白書2017(経済産業省、2017年)より)。

<sup>117</sup> ブルンジ、ケニア、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダ。

<sup>118</sup> World Bank, World Development Indicators (2020年5月28日更新)

<sup>119</sup> Ministry of Finance and Economic Planning, Rwanda (2015) Vision2050

<sup>120</sup> World Bank, World Development Indicators (2020年12月16日更新)

<sup>121</sup> 日本は、ルワンダ政府の政策を踏まえて、水・衛生及び教育へのアクセス確保・質向上の支援を行ってきており、地方給水の運営維持管理体制の改善とともに、モデル校生徒の学習プロセス・学習の改善に貢献してきている(本報告書3-1-2(2)表 7(3)表 9)。また、市場志向型農業の支援を行っており、事業対象組合の収入向上に貢献してきている(本報告書3-1-2(2)表 7)。一方、市場志向型農業が実施できない地域(幹線道路から外れた農村等)や関われない人々もいるところ、そうした人々も裨益する支援は有用である。これまでの貧困層や社会的弱者の収入創出に貢献した日本のODAにおける支援例としては、日本の非政府組織(NGO)による道路補修事業を通じた貧困層における収入創出や、元戦闘員を含む障害者に対する技能訓練・就労支援の技術協力プロジェクトにおける障害者の収入創出などがある(本報告書3-1-3(3)(イ))。次回の日本の対ルワンダ国別開発協力方針改定の際、留意事項として、貧困層への裨益について言及することも一案である。

<sup>122</sup> 本報告書3-1-1(3)(イ)(b)を参照。

<sup>123</sup> 本報告書3-1-3(3)(ア)を参照。

<sup>124</sup> Ministry of Finance and Economic Planning, Rwanda (2015) Vision2050

<sup>125</sup> 例えば、技術教育・職業訓練やICT分野において、これまで育成してきたルワンダ人人材や構築したネットワーク、試行錯誤してきた人材育成や起業家支援の仕組みづくりの知見を活かしつつ、ルワンダ側関係者とともに、近隣諸国などのアフリカ諸国の技術者や起業家も対象に含めた研修やネットワークの機会創出を行うことなどが考えられる。その際、ルワンダICT商工会議所や日本企業・日系企業等の民間セクターとの連携・協力は、ルワンダをはじめとしたアフリカ諸国のICT・ビジネス・起業の促進とともに、当該諸国と日本間のビジネス及び経済関係の促進にとって重要である。また、新型コロナウイルスをは

### (3) 提言3: 日本企業等の多様なアクターとの連携促進

ABEイニシアティブを通じた日本の大学への留学及び日本企業でのインターンは、ルワンダにおける人材育成に貢献するほか、日本の対ルワンダビジネスの促進にもつながっている<sup>126</sup>。また、ICT分野の技術協力プロジェクトにおいて、ルワンダ企業と日本企業との協働機会を設けているが、日本企業からの学びの機会や、将来のビジネスパートナーとなりうる日本企業とのネットワーキングの機会について、ルワンダ側からの期待は高い<sup>127</sup>。

このような技術協力プロジェクトやABEイニシアティブ等を通じた、日本企業等の多様なアクターとの連携促進について、引き続き重視することが肝要である<sup>128</sup>。

### (4) 提言4: EAC地域全体の経済連携支援の強化

ルワンダは地理的に小国であり、内陸に位置するため、意識的に周辺国との連結性を強める政策を採用している<sup>129</sup>。そのため、ルワンダの開発を考える場合、一国のみならず、地域として捉えることが重要である。こうした中、貿易円滑化に向けた日本の対ルワンダODAとして、無償・円借款を通じ、ルワンダからタンザニアを経てダルエサラム港に至る中央回廊に位置する道路や国際橋、ワンストップ・ボーダーポスト(OSBP)施設の整備を行うほか、税関・国境管理に関する技術協力プロジェクトでは、EAC5か国<sup>130</sup>による学び合いや理解促進の取組を行っており、EACにおける貿易円滑化推進への貢献が期待される<sup>131</sup>。

上記のように、地域としての発展に貢献する事業をさらに推進すべきである<sup>132</sup>。

### (5) 提言5: EACやアフリカ大湖地域等地域事情のより積極的な考慮と情報公開

提言4に記載のように、ルワンダ政府は、地域における経済的な連結性強化を進める政策を推進している。一方、政治的には、ルワンダは近隣諸国との間に複雑な歴史的関係を有している<sup>133</sup>。これらを踏まえれば、対ルワンダ支援アプローチの構想に当たって、二国間関係のみな

---

じめとした感染症の対策として、対面や接触を避けた取組の推進におけるICTの活用は重要であり、各国におけるニーズは高まっている(ICTサービスやそれに関連するインフラに対する需要は、より多くの人々が在宅勤務や遠隔教育、リモートでの交流などを行うのに伴い、空前かつ予期しないほどになっている(World Trade Organization (2020) Trade in Services in the Context of COVID-19 Information Note)より)。

<sup>126</sup> 留学経験者が独立行政法人国際協力機構(JICA)民間連携事における日本企業の現地パートナーとなったり、日本企業の在ルワンダ関連会社に就職したりするなど。本報告書3-1-3(3)(ア)及び3-2-2(2)(ウ)を参照。

<sup>127</sup> 本報告書3-1-3(3)(ア)を参照。

<sup>128</sup> 例えば、JICA民間連携事業を実施中ないし実施済の日本企業の製品・技術について、関連分野の技術協力プロジェクトやJICA海外協力隊の活動で活用するなどして、各分野の支援において日本の技術を活用し、民間セクターの協力も含めた開発協力を行うことで、日本の比較優位性の発揮による支援効果向上への貢献が期待される。これまで、JICA民間連携事業(2012～2019年度公示)では、日本企業によるルワンダにおけるビジネスモデル策定のための案件化調査やビジネス活動計画の実証・策定のための普及・実証・ビジネス化事業が計15件実施されている(本報告書3-1-3(3)(ア))。

<sup>129</sup> 本報告書3-2-2(1)(ア)を参照。

<sup>130</sup> ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ。2016年4月にEACに加盟した南スーダンも、同技術協力プロジェクトの支援対象には含まれていない。

<sup>131</sup> 本報告書3-1-1(3)(イ)(a)、3-1-3(2)(ウ)及び3-2-2(1)(ア)を参照。

<sup>132</sup> 物流に関する支援など、地域における経済連結性を確保するための支援に当たっては、感染症拡大等の影響についても留意することが肝要である。

<sup>133</sup> ルワンダ、ウガンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国東部、タンザニア北西部が含まれるアフリカ大湖地域では、独立前後から紛争に起因する大規模な人口移動が発生し、特に1990年代以降はそれが著しい政治的影響を与えるようになった(武内進一(2006)「紛争が強い人口移動と人間の安全保障—アフリカ大湖地域の事例から」望月克哉編『人間の安全保障の射程—ア

らず、地域的な観点から検討することが必要である。

こうした中、日本の対ルワンダ国別開発協力方針においては、「開発協力のねらい」として、対ルワンダ支援は「大湖地域の安定」や「平和の定着」の観点からも意義が大きいと言及があり、日本の対ルワンダODAの個別案件の検討に際し、EACやアフリカ大湖地域の事情等に関する政治・外交的観点の考慮が行われているが、そのことが必ずしも明確に示されていない。

こうした地域事情については、日本の対ルワンダ国別開発協力方針を含むODA政策や個別案件の検討に際して、より積極的に考慮し、可能な限りそれを対外的に公表すべきである<sup>134</sup>。

#### (6) 提言6: 国際機関拠出金・草の根人間の安全保障無償に関わる情報公開促進

日本は、国際機関拠出金として、国際機関を通じたルワンダ国内におけるブルンジ難民支援等を実施し、人道的なニーズに対応しており、ひいてはルワンダ国内の安定にも貢献が期待される。また、草の根・人間の安全保障無償を通じた教育施設や給水施設の整備を通じ、草の根レベルの基礎的ニーズ充足に対応している。一方、国際機関拠出金の案件名・実施機関・金額・支援内容、草の根・人間の安全保障無償の支援内容に関する情報について、分かりやすい形式での情報公開がなされていない。

日本のODAの広報促進のため、国際機関拠出金の案件名・実施機関・金額・支援内容とともに、草の根・人間の安全保障無償の支援内容を含む一覧などについて、外務省HPや在ルワンダ日本国大使館HPでの公開が望まれる<sup>135</sup>。

以上の提言と想定されるその対応・支援機関、対応期間及び重要度を表 14に示す。

表 14 本評価の提言とその対応・支援機関、対応期間、重要度

提言	対応・支援機関*1				対応期間*2	重要度*3
	本部レベル		現場レベル			
	外務省	JICA本部	日本大使館	JICA事務所		
1. 貧困層が裨益する開発の継続的な推進	◎	○	◎	◎	中期	◎
2. アフリカ地域のICT分野の知識ハブを目指すルワンダの後押し	○	○	◎	◎	中期	◎
3. 日本企業等の多様なアクターとの連携促進	○	○	◎	◎	短期	○
4. EAC地域全体の経済連携支援の強化	○	○	◎	◎	中期	○
5. EACやアフリカ大湖地域等地域事情のより積極的な考慮と情報公開	◎	○	○	○	中期	○
6. 国際機関拠出金・草の根人間の安全保障無償に関わる情報公開の促進	◎	○	◎	○	短期	○

(出所) 評価チーム作成。(注)\*1. 対応・支援機関: ◎…対応機関、○…支援機関、\*2. 対応期間: 短期…1～2年以内、中期…3～5年程度、長期…5年以上、\*3. 重要度: ◎…高い、○…中程度

## 4-2 教訓

本評価調査の過程及び評価結果から得られた、今後の類似の状況や他国におけるODA政

フリカにおける課題』アジア経済研究所、p151-192)。相次ぐ紛争や政治変動の結果、これらの国々の間には、紛争時の経験や指導者間の個人的関係に起因する潜在的な緊張関係が複雑に絡み合っている。

<sup>134</sup> 地域事情や政治・外交的観点の考慮について情報公開を行うことは、ODA評価において事後的に外交的な意義・波及効果を検証する際の評価可能性の確保にもつながりうる。

<sup>135</sup> 国際機関拠出金の案件名・実施機関・金額・支援内容、草の根・人間の安全保障無償の支援内容を含む一覧は、外務省HPでは、ルワンダに限らず、日本のODA全体について公開されていない。国によっては、草の根・人間の安全保障無償の支援内容を含む一覧が、当該国の日本大使館HPに掲載されている事例もある。

策の立案・実施に参考となり得る点について、以下のとおり教訓としてまとめた。

### (1) 教訓1:スキームの組み合わせによる相乗効果の発揮

運輸交通及び貿易円滑化(国境管理)分野における二国間ドナーによる支援として、無償資金協力、技術協力、円借款の3スキームを持ち合わせているのは日本のみであり、3スキームの組み合わせによる相乗効果が発現している<sup>136</sup>。

また、円借款については、2016年度より再開し、道路整備事業を2件、栄養改善の政策借款を1件実施している。円借款が供与可能となったことで、大規模な事業も支援可能となり、円借款を無償資金協力や技術協力と組み合わせつつ供与するなどしており、課題に対するアプローチの幅が広がった<sup>137</sup>。

このようなアプローチは、他国における支援検討に当たって、参考となり得る。

### (2) 教訓2:ICTやビジネス推進に資する分野での日本の企業や大学、地方自治体との連携によるODAを触媒とした日－被援助国間の関係強化

ABEイニシアティブを通じ、ルワンダ人が、日本の大学に留学するとともに、日本企業でのインターシップを行っており、ルワンダにおける人材育成に貢献しているほか、同修了生が、日本企業の対ルワンダビジネス進出や日ルワンダ間の経済関係強化に貢献している<sup>138</sup>。

また、同イニシアティブ留学生の受け入れ大学が地方自治体とともに、草の根技術協力を通じ、同イニシアティブ修了生をファシリテーターとして活用し、現地におけるICT分野の人材育成を行うほか、地方自治体の地元企業の経済ミッションとのマッチングを行い、当該日本企業に就職した例もある<sup>139</sup>。

このように、日本の企業や大学、地方自治体と連携・協力したODAは、日本の大学や企業の知見を活用した人材育成とともに、日本企業の被援助国へのビジネス進出や日－被援助国間の経済関係強化などの外交的波及効果の発現への貢献が期待できることから、他国におけるICTや産業人材育成分野の支援など、民間セクターとの連携によって、ICT・ビジネス・起業の推進などの開発効果の発現が期待される分野での支援検討の参考となり得る。

---

<sup>136</sup> 本報告書3-1-1(3)(イ)(a)を参照。

<sup>137</sup> 本報告書3-1-3(2)(ウ)を参照。

<sup>138</sup> 本報告書3-1-3(3)(ア)、3-2-2(2)(ウ)を参照。

<sup>139</sup> 本報告書3-1-3(3)(ア)、3-2-2(2)(エ)を参照。